

第11日目(9月13日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。ただちに本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は初日に配付のとおり一般会計の決算審議といたします。第83号議案 平成18年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

総務部長 それでは総括的な概要のご説明を申し上げますが、その前に大変恐縮でございますが、訂正をお願いしたいと思っております。財産に関する調書が配付されておりますが、これの30ページでございます。一番下の絵画等のところに、915、それから三角の10、それから905ということになってはいますが、三角の10を抹消していただきたいと思っております。したがって右隣の905を915ということで訂正をお願いしたいと思っております。

関連しまして次の31ページになります。一番上の欄でございます。塩沢庁舎の1階の三角と、それと1つとんで三角3階とありますが、この三角の削除をお願いしたいと思っております。2つとも三角を削除でございます。大変恐縮ございました。お詫びを申し上げますながら訂正をさせていただきます。

総務部長 (説明を行う)

議長 監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (監査報告を行う。)

議長 平成18年度南魚沼市一般会計決算全般に対する総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって平成18年度南魚沼市一般会計決算全般に対する総括質疑を終わります。

議長 歳入の説明を求めます。

市民生活部長 (説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議長 歳入に対する質疑を行います。質疑をする際には質疑箇所のページ数をいってから発言をお願いします。

牛木芳雄君 何点かお願いをしたいと思っております。まず最初に決算書ですが、私のところばかりではないと思うのですが右のページと左のページの段がずれて本当に見づらくて、特に歳入の部分の細かく段が切れている部分は、座って見たら1段ぐらいいずれて見えるわけで

すから。これは皆さんもそうでしょうか。製本をもっときちんとしていただきたい。これはお願いですがよろしくお願いをしたいと思います。

では順次入っていきたいと思いますが、まず18ページ、市税の軽自動車税であります。不納決損が31万円ほどあるわけですけれども、この不納欠損も然りですが滞繰分の収納率が非常に悪いですね。この軽自動車税というものは軽自動車とか農機具とかバイクの類ですが、私はもっと厳しく取り立ててはどうかというふうに思っているのです。というのは水道とかあるいは国保、これもあるわけですけれども、やはり性格は違うと思うのです。

例えば今注目を浴びている東国原知事の宮崎県では、自動車税を滞納するとすぐタイヤロック　タイヤロックというのはどういうものかわかりませんが　タイヤロックをしてもインターネットで公売するのだと。車を公売する、そういうことを明確に打ち出して、この効果で極めて収納率が上がったというふうにされています。

そうすると私は特に軽自動車税については、そういう毅然たる態度で臨むべきだというふうに思っているのです。この自動車1台、2台それほどまあ生活に関連するようでないようでありますから、これらの意気込みをお聞かせをいただきたいと思います。

次の20ページであります、入湯税。これは毎回毎回いろんな方が指摘をして、またかというふうに取りれがちであります、預かり税ですね。利用者から預かってそれを納める。今、社保庁の職員がねこばばしたという話があるわけですが、あの舛添大臣が非常に怒って、草の根を分けてでも探し出してそれなりの処置をします。これは表現は悪いですが、それに匹敵するような性格のものであるというふうに私は思っているのです。

不納決損がないだけいいなと思っておるのですが、ただ、現年分は98.8パーセントですけども、このわずかな人たちが残った1.2パーセントでしょうか、そのわずかな人が毎年毎年滞納を繰り返すのか。あるいはそうではなくてたまたま違う人があるのがこういうふうに出ているのか。これもお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、先ほどの財産収入のところであります、64ページ。1社であって、返事はいいのだがなかなか払ってくれないということですが。これは土地の契約をしておいて、私はもうこういうことはないなと思っているのですけれども、どういう事情であるかももう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

それから、税の収納全般のことです。ちょっと突拍子もない提言になろうかと思うのですが。どこの自治体も収納率を上げようとして躍起になっているわけです。我が市も同様であります。何カ月か前にテレビのニュースを見ていたら、ある自治体が市税あるいは使用料・利用料等をカードの支払いオッケーにしたというのを見ました。進んだこともあるものだなと思って調べてみたら三重県の玉城町でしょうか、ちょっと見てみますとやはりあったのです。軽自動車税から固定資産税、町県民税、保育料、水道料、一切の町で収納する税・使用料というものをカード払いがオッケーになった。これによって収納率が格段に向上したということです。

ただ、問題になるのはカード会社に支払う手数料です。これを差し引いても、この町では

収納率アップに貢献したというふうな報道でありました。ちょっと税務課長から調べていただいたのですが、今、銀行に口座振替の手数料を支払うわけです。これは金額の大小に関わらず1件、消費税抜きで10円だというふうに聞きました。カード払いは1パーセントだそうです。10万円だったらいくらと、その金額に応じて1パーセントの手数料を払う。この1パーセントというのが大きな壁だというふうに言っているのです。

先ほど申し上げました東国原知事の宮崎県も自動車税をカード払いオクケーにしているのです。やはり1パーセントの壁ということであったのですが、これをやったことによって違う会社を中に介したら、その手数料は納税する者が、手数料を自分で支払ってもカード払いにしたいということで取り組んでみたら、収納率が1.2パーセント上がったというふうに出ている。普通は0.7パーセントぐらい毎年あるわけで、1.2パーセントになったということは車の台数にして5,000台といいましたか。それだけ今はカード社会といわれていますから、そういうものもやはり今すぐとはいいませんけれども、これから後々の将来を見据えてそういうカード払いの時代も来るのかな、これも視野に入れた中で徴収業務を行っていくのも一考かなというふうに思っています。

カードの利点というのは多分ご承知と思うのですが、私たち市民が市から税金が来て払うのが大体5月の末頃、自動車税もその頃、ほかの税金もその頃。ご承知のように一月から二月ぐらい遅れて決済をできるわけです。そうすると例えばボーナス時期にぶつかるとか、そうすると支払う方も払いやすくなるわけですし、1年間24時間365日いつでも払えるというそういう利点もあるわけです。また、カード会社が皆さんに代わって取り立ててくれるわけですから、考えるとこれも魅力はあるのではないかというふうに思います。その辺のことも視野に入れた中でするのもどうかというふうに思っています。何点か申し上げましたが、答弁の方、よろしくお願いたします。

市民生活部長 私の方から基本的な話で、もし足りない部分は課長から補足していただきますが。まず、軽自動車税のご質問でございますが、議員言われるとおり自動車を押さえてしまえばいいとか、車検の問題とかいろいろあるわけでございますが、どうしてこういうことがあるのかなということで私も考えるわけでございます。そういう中でどうしても50CCのバイク、小さいバイクとかそういうものを親に内緒で買うとか、実際は家にはないのだけれども、名義をまだ変更していないで残るとか、いろんなケースがあるようでございます。そういう中で親にも相談すると、親は他の税は納めているけれどもそんなものは知らないというようないい方で溜まるというようなことを聞いているところでございます。そうはいっても滞納していいというわけではございませんので、その辺のところをまた知恵を絞りながら対策をしていくというふうに考えているところでございます。

入湯税につきましても再三この質問が出ているように私も思っているところでございますが、入湯税は預り金ですから当然押さえておいてそれを納めるというようなことで、部内でも話をしたときに消費税だって同じではないかというような議論を私もするわけですが、消費税だって溜めているのだというようなお話で、また、すべての税金なりいろいろな部分を

溜めているのが現状です。いろいろやってみるけれどもなかなか進まないというようなことで、大きな税の方には充てながらなんとか納めてもらうようにやっていくということで、営業不振とかいろいろな要素があることで、今のこのような状態であります。いいとは思っておりませんが、なんとかできるところから研究していかなければならないというふうに考えているところでございます。

税の全般につきましては、私も細かいところは承知してございませんが、今、カードというお話がございました。確かに時代的にはそういうことかなと思いますが、我々が今ちょっと考えているのはコンビニで支払うことができる。要するに今はコンビニでは支払いができません。指定金融機関なり収納代理機関でやらなければだめだというふうになっておりますが、コンビニは24時間やっておりますのでコンビニ収納を手掛けていきたい。ただ、これは費用対効果もありますので、相当お金もかかります。その辺のところはやっている市町村もありますので、カードの話もさることながらコンビニ収納をまず手始めにやっていきたいと、今、考えているところでございます。以上であります。

税務課長 若干の補足をさせていただきます。まず軽自動車税の関係ですが、今、部長がおっしゃいましたとおり車検等が絡むものにつきましては納税証明がどうしても必要になりますので、その時点でこちらの方でも確実に捕捉をすることができるわけです。ですが、納税証明を必要としない今お話にありましたように、小さいバイク等は結構数的にはあるようでございます。子供同士がやりとりをして最終的にはどこかへ乗り捨てる、あるいはバイクの回収等が来たときにひょいとしてしまう。それもナンバーを外して「これは廃車しました」ということでこちらの方に届出があればいいのですけれども、そういうものがない場合ですとか、なかなか追跡が難しいケースもままありまして、ちょっとこんな状況が続いております。今後につきましては、それらをできるだけ調べ上げてまして対応をとっていきたいというふうに考えております。

入湯税につきましては、現年度分に関しましてこの決算時では、件数的には3件でございました。滞納繰越分につきましては残念ながら同じ方が繰り越しているという状態ではありません。

税全般の収納方式の取り組みの状況でございますが、今ほど議員さんおっしゃいましたように、クレジット決済というものが最近できるようになってきました。今、私の手元にある資料では先ほどお話がありました三重県の玉城町が、税公共料金含めて12項目で取り扱いをやっているということでございます。

手数料につきましてはお話にありましたように、金額の1パーセントということですので、先ほどの、今、市でやっております公金の振替手数料10円というベースで比較をすると、1,000円の税額であれば手数料10円ということですが、1,000円以上の税額になると現段階では市の振替手数料の方がはるかに安いということになります。

ただ、例えば24時間365日時間を選ばない、あるいはネット的には全国エリアあるいはこういったカード会社と契約を結ぶかという部分はあるわけですが、そういった意

味合いを考えるとかなり窓口は広がっていくのかなと。その部分におきましては先ほど部長が説明をしましたように、コンビニ収納につきましても同様の効果がねられるわけです。

そのほかにまだマルチペイメントネットワークというようなものもあるようですが、これらを今後少しずつ研究を進めまして、私どもの市の状況と折り合いがつくものが見つければ積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてはおります。以上です。

財政課長 私の方から土地貸付料の滞納の件を説明させていただきます。具体的には零細な工場敷地に隣接している部分の市の所有地でございます。本来的にはそこも買い求めて拡張していきたいといいますが、用途としてはそういうことの将来的な希望もあったりして、当面は駐車場冬期に使うということで借り受けをしていたものでございます。70坪ぐらいのところでございますが、経営が非常に思わしくないという中で滞って滞納が発生したと。

契約につきましては、現在滞納になりますので契約は打ち切って、焦げついている部分の分割納付ということでの話をさせてもらって、私もちょっと前に行ってきたのですが本人は真面目な人で、できるだけ規則正しく月々可能な額で納めてもらいたいということをお願いし、誓約書をいただいているという状況であります。以上です。

牛木芳雄君 軽自動車税についてはバイクが主だというふうに話を聞きましたが、そう言われてみるとそういうものがたくさんあるのかなというふうに思いますけれども。私はよくわかりませんが、タイヤロックといって乗れなくするのですからこれは一番いい方法。手軽で、差し押さえとは違うのですから、これはやはり私は効くと思うのです。その後、さっき言ったように「競売にかけるのだぞ」と、これは一番やりやすい方法ではないかと思いますが、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思っています。

入湯税ですが、今、部長は「消費税と同じ」というふうなことを言いましたが、消費税とは全然違うのです。消費税はきちんと1,000万円という切りがあって免税点が決められていて法で決まっているのですから、それとは一緒にしてもらっては困る。2~3人だそうですが、やはり常態化をすると困るわけですから、そう高いものではありませんからやはり粘り強くお願いを お願いをするわけだから向こうがこちらにお願いをしなくてはならないのですが お願いをしながら払っていただく、そういうことに努めていただきたいというふうに思います。

それから先ほど言いましたカードですが、今、電気も電話もNHKも何でもかんでもカード支払いオッケーですよ。東北電力はなかったのですがこの1月からカード支払いオッケーになりました。全部の電気会社がそうなったわけです。

私どもはやはりお金の顔を見るのが一番ですけれども、今、若い皆さんはもうカード感覚。皆さんはスーパーに買い物に行ったことが多分おありだと思のですが、駅西に進出しているスーパーでも買い物にいきますとカード支払いというのが結構いますよ。もうこれからはカード時代になってくるわけですから、これらもきちんと研究しながらいくべきだろうというふうに思っています。

今、コンビニの支払いという話がありましたが、私はこれとてもやはり収納率、あるいは

市民の皆さんが払いやすくなるのだというふうに。サービスの一環でもありますし、これによって収納率が上がればこれに越したことはないわけですから、ぜひ早めにしてもらいたいというふうに思っています。

その軽自動車税についてももう一度お願いします。

税務課長 お話のとおりタイヤロックの件につきましては、これから私どもももう少し研究をさせていただいてみたいと思います。そういうことが有効であってなおかつ私どもの方で取り組めるようであれば検討していきたいというふうに思います。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

(午前10時55分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時15分)

議長 歳入に対する質疑を行います。

佐藤 剛君 1点お願いします。雑入の未納の処理の仕方ですけれども、70ページ以降雑入の未納が各項目で出ています。その1つずつを何だということを聞きたいわけではないのですが、全体で170万円ぐらいになるわけです。例えば税の処理であれば滞納ということで、また繰越で翌年度どういうふうになったかというのも、こちらの方で確認することもできるのです。けれども、雑入というふうな形になるとこれがどうなったのか、入ったのか入らなかったのかということがなかなかわかりづらいというようなこともあります。雑入の未納が積み積みしているようなことになっているのか。それともきちんと整理されているのか。その結果がどういうふうな形であられるのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

その1つ例としまして、今ほど質問がありました64ページに財産収入がありましたけれども、これの対応につきましては聞きましたのでこれは了解いたしました。これは昨年も多分2件 決算書を持ってこなかったのが薄ら覚えですが 多分2件あったと思うのですが、その処理がどうなったかというのは、どこの場面でも出てこないわけです。その辺のチェックする方法は何かあるのかないのかを含めて、この辺のちょっと考え方を聞いてみたいというふうに思います。

あえて1つだけちょっと細かいところで聞かせてもらいますと、86ページ。これは同じことですが、雑入の中に未納が71万4,000円あります。この中で大きいのは先ほど説明しました給食費実費徴収金ということでこれが雑入に入っているのですが、この部分がこの未納の中に含まれているのか。そしてそれが、先ほど言いましたように、年を越えて徴収というようなことで対応できているのかというところを、あわせてお聞きしたいと思います。

総務部長 雑入に計上されている未納の部分でございますが、これは全くそれぞれ項目がそちらへ行っているだけで、公営住宅使用料とかそれから向こうの本課の方へ入っているそうした部分と全く同一的な取り扱いをしております。したがってまして税の滞納処理とそれ

それぞれ各個々の滞納の部分と、取り扱い上の部分が違うわけです。例えば下水道は下水道でありますし、水道は水道、病院は病院であるのですが、その中でそれぞれ適用する法令が違います。税は5年間時効期間がありまして、その差し押さえは徴税吏員であれば何でも差し押さえができます。そうでないものは民法上の2年の時効期間ですし、それで差し押さえるかどうかというのはいろいろまた判断の迷うところですが。一応、公権力上で差し押さえというのはできなくて、一旦裁判所の手続きを踏んだうえでないとできないとか、そういう部分が全部法令上で定められております。そういうものを今まできちんと整理ができなくて、ずっと滞納者台帳につなげていたというようなところもあったかもわかりません。

今後そういうことをなくそうということで、下水道の分担金の未納の取り扱い以降いろいろお話をしていますように、今度は滞納審査委員会でしたか、助役をキャップとしてそういう委員会を作って、全体的な台帳 税の滞納者も、保育料の滞納者も、給食費の滞納者もやはり同一的になされて滞納している方も多いということです。滞納整理で、税だけ滞納整理をしていくということだとまた何といえますかありますが、それはそれでまた法令がいろいろ手続きが違います。そういうものを属人的に、その人がどれとどれを滞納しているかというようなものを作って、これはこういう法律に伴ってこういうことができる、ああいうことができるというようなことをその審査委員会で審査する。そして「これはお前方の民法上の手続きで裁判所へ行ってやってこい」とか何とかというそういう判断をしていながら解消に今後は努めたいということになっております。

それから土地貸付料で確かに、ご記憶がいいので驚きましたが、去年は2件ありました。1件は収入済みになっております。1件の方が一旦返したのですが、ちょっとそれと今年度それがまた重なって17万円だけ滞納ができてしまったということです。したがってこの決算書だけで皆さん方が押さえるというのはちょっと難しいかと思いますが、私ども事務的な方できちんと原課の方でそれぞれ未納者台帳を作って管理しているということです。

学校教育次長 今ほど最後の方に話がありました給食費の滞納です。86ページの未納額71万4,817円ですが、これは給食費の滞納額であります。内訳といたしましては現年度分と過年度分が両方入った滞納分ではありますが、今ほど質問にあったように雑入においてその滞納分を調定額に入れるかどうかと。そこら辺がちょっと微妙なところでありまして、私どもも迷うところでありましたけれども、18年度におきましては、過年度分につきましては過年度分の滞納額から時効分になった分を除いた額を一応調定を起こしまして、それが調定額になっております。収入といたしましては、過年度分といたしましてこの71万4,000円の内25万9,000円が過年度分の収入というようなことになっております。

佐藤 剛君 これからの全体的な未納の部分の取り組みにつきましてはわかりました。ぜひ、そういうふうな形にしてもらいたいと思うのですけれども、私が言いたいのは、今、学校教育の次長さんの方からちょっと触れて話がありましたが、決算になって未納になって、ではそれがどうなったのかというのがなかなかこちらの方でわからないというところが、私たちの立場としてはちょっと問題かなというふうなところです。ですのでその収納する組

織ができるとかそういうものも必要ですけれども、170万円今年で滞納になっていますが、多分前年度もあったと思いますけれども、それらがどういう形で納まっているのか。例えば時効は2年のものもあると思いますし、それはもうだめだということになったものもあるのですけれども。例えば記録を残しておけばその記録だけ170万円、170万円というのが積み重なっていて、どんなことになったのかというのがわからないわけです。そういうふうなところの改善というか、何かいい方法があるのかないのかということだけお聞きしたいと思います。

総務部長　私が今そのお尋ねに「こうだ」といってちょっとお答えできませんので、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

和田英夫君　税の関係でお尋ねをします。去年の決算の成果の15ページに滞納処分の実績が載っています。これに18年度中に差し押さえを行ったのが168件、こういう数字です。そこでおそらく税関係の滞納件数は3,800件というような数字が出ているわけですが、6月議会から出ているように、差し押さえをしなければならないということになっているわけですが、この168件というのが全体の税の関係だと思うのですが3,800件の中でしなければならない件数なのか。しなければならない件数の中の3割だか5割だか、というのを伺いたいわけであります。

そこでもう1点、市民生活部長。一般質問でちょっと議論したのですが、徴税職員は滞納が発生すると身辺調査あるいは財産調査をしながら差し押さえに向けてやるわけです。そういう調査をするのが認められているのです。ところが、今ほどもちょっと話が出ていましたが、税務課と市民課のいわゆる国保係はできるのですけれども、あとの出ているような保育料、給食費とかあるいは住宅支払いとかそういう諸々のものは、滞納が発生しても身辺調査なり財産調査はできないのですね。

そこで、では片や徴税職員が調べた内容を、庁内といえども例えば子育て支援課なり、学校教育課なりにその情報はおそらく流せないと思うのです。情報の共有はできないと思いますが、その辺の確認であります。

それから、交付税についてちょっと総務部長にお願いしたいわけでありますが。これも滞納繰越金と交付税についてちょっと出てきましたので確認です。確かに交付税の算入の計算の中に、徴税の取り組み強化に関わる経費の一部を、やはり場合によっては交付税に算入するとあるのです。それはそういうふうに出ているのです。そこで、いわゆる滞納繰越額を徴税、収納して減らすと経費と認めて交付税に算入なるが、これが不納欠損にした場合にこれを徴税努力、収納努力としてみなされるのか。そうすると非常に納税者は楽ですよ。5年経つのを、2年経つのを首を長くして待っている人が向こうに行くわけですから。この辺の解釈、この交付税算入に滞納繰越金から不納欠損に事務することで額を減らすことで、よくやったというふうの評価されて交付税算入になるのか。この辺の確認であります。

市長　和田議員の今おっしゃいましたいわゆる徴税職員と、他の保育料とかそういう部分の関係の中で、その情報が共有できるかということ。これは一般質問の中でもずっ

とお話がありまして、私は答えたときには、統一的なことをやらなくても徴税職員がいて、大体、税を滞納していらっしゃる方が非常に他の部分の滞納も多いということで、それは一つ情報の中ではある程度一緒になってやれるのではないかというお話をしました。

そこで、議員からちょっと疑義があるというようなお話をうかがって、今それぞれ調べておりますが、地方公務員法上による守秘義務、これは非常に広いわけですが、いわゆる職員として知り得た秘密を外部に漏らしてはならないと。あとは地方税法上による守秘義務、これは税の部分。ここが2つありまして、重なる部分については全くだめですけども。

そこでいろいろこの部分はちょっと検討しておりますけれども、1つ例えば保育料とか学校給食費とかそういうことについていろいろその方の 身辺調査という言葉はやめていただきたいそうです。身辺調査というと何か警察の部分になるので、身辺調査という言葉はお互いやめようということだそうですのでお願いいたしますが 何といたしましたか・・・(「税外徴収金滞納者財産差押証」の声あり) そういう証明証を私が発行してその職員にすれば、それはできるということです。いずれにしてもある意味では情報を、お互いが話をしなくても共有ができるということでもありますので、いよいよ税務署、徴税職員から聞いてはならないということの法律上の解釈がなりますと、今言ったような長い名前の証書を私が発行してその職員が税以外の滞納分についていろいろ調査することができるということでもありますので、そういう方法でやっていこうと思っております。あとはそれぞれ担当が答えます。では補足をちょっと。

福祉保健部次長 今の関係で若干わかる範囲で説明をさせていただきます。徴税吏員にだけ課せられた権限といたしまして、質問検査権というのが徴税吏員にだけある。これは税務課の職員で市長から任命された職員、これは確実にそのとおりです。ですが、ただ、例えば保育料などですと自治法の中で地方税の滞納処分の例により差し押さえすることができるというふうにはなっていますが、その差し押さえをする前の段階で財産調査なりを、果たして我々が、徴税吏員以外の人ができるかという、その部分については徴税吏員ほどの強い権限はないということでもあります。その点はそういうふうに理解をしていただきたいということでもあります。

ただ、差し押さえする場合には、先ほど長く言ったように税外徴収金滞納者財産差押証を市長から発行してもらえば差し押さえすること自体はできるのですが、果たしてその差し押さえの物件にどのような内容があるかというような部分に対する調査権はないと。徴税吏員以外は、そういうことです。

税務課長 18年度中の滞納処分の168件がしなければならぬ件数のすべてなのか、そのうちの一部なのかということでございますが、168件についてはそのうちの一部でございます。(「一部ではだめだ。パーセントで」の声あり)そこまではちょっとつかんでおりませんでした。

財政課長 交付税の件でございますが、徴税費の中に、議員おっしゃるように徴収率に応じて一定の徴収率以上であると徴税交付税がプラスしてカウントされるという部分があり

まして、その際の徴収率につきましては調定分の収納額でございます。その部分でございますので、調定額というのは適法に不納欠損処分が行われればその調定がなくなるわけでございます。議員おっしゃるようなどういうケースでの徴収率アップかという、徴収率について2通りとか3通りはございませんので、結論的には不納欠損して徴収率が上がればそういう効果も生まれるものではないかというふうに理解しております。

和田英夫君　ここは大事なところですから、また皆さん全員が同じ知識の共有をしていかなければならないわけですから。不納欠損を処理して滞納繰越額が減るということは、確かに不納欠損処理も徴収率アップの一環というふうにはこれにあるのですが、これで交付税が出るのですか。不納欠損処理も徴収率アップの取り組みというふうに私どもは認識していいということですね。わかりました。

それから問題は徴収職員なり、今、福祉保健次長が言われたその長い名前はわかりますが、私が言いたいのは、税の関係ではない各課の職員も、もう少しずっと入れるような体制をとる方がいいのではないかという角度で申し上げているので。それで身辺調査の身辺、これは専門用語には出ているのですが、では徴収職員が行わなければならない国税徴収法第141条の滞納発生後のこれは、ではどういう、正式に法律ではない。税には身辺調査及び財産調査とあるわけですけれども、あまり聞いたところが良くないが法律上はそうなっているのですが、この辺はではお伺いします。

せっかく実績の中で滞納処分の件数は少なければ少なくていいのです。いいが、やはりこういう大きな問題ですから、本来しなければならぬうちの残念ながら25パーセントだったと。ぜひ、来年は40パーセントあげたいのだと、やはりこういう資料がないとなかなか皆さんもそうでしょうし我々も「よく頑張っている」「努力のあとが見られる」と。こういう決算の評価ができないわけでありまして、その辺は田中部長ご所見を。

財政課長　若干私の答弁が曲解されている部分があるかと思っておりますので、ちょっと釈明させていただきます。あくまで不納欠損処分と徴収率の関係を申し上げたこととございまして、先にありましたように社会保険庁でも分母を減らして率を上げるという、徴収率アップというのがそういうことを目指しているということではないことは確認させていただきたい。以上です。

市民生活部長　お答えいたしますが、議員が言われるように、この今うちの決算では168件が18年度でありました。そのうち何割かということのご質問ですが、数字的には担当は持っています、滞納額18億円でございますが、滞納者は何人というのは今私ここには持っていませんが、その率はあります。

ただ、多分課長がなかなかその何割を、しなければならぬ人の何割だと言ったときに、率をなかなか言えないというのは、今調査中　しなければならぬのだけれども1年ごとに調査中のものもあるし、滞納の人数はわかります。ただ、その辺のところでは人数を申し上げなかったということで、今後は聞かれたら何割程度だそうだというような部分を答弁できるように整理していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

岩野 松君 今、未納の話がずいぶん出ていますけれども、ちょっとお聞きします。役所の対応として、確かに税の不払いが始まるその初動のときはどういう対応をとっているのかというのをお聞かせいただきたいのです。例えば税金が来て今年1年払わなかった方がいたときにはどういう対応をすとか、それとも毎月 今は何期ごとという払いがありますけれども、その払いができなかったときの最初の頃というのは、市役所はどういう対応をとるのかというのをまず1点お聞かせください。

それから今度は別の話ですが、70ページの高齢者住宅の貸付基金のことです。予算額に対して調定額がすごく増えていて、しかもその収入未済額が、予算額からいえば7~8割ぐらいになるかと思うほど出ているのですけれども、これはどういう原因になっているのでしょうか。結局今までの滞納された方の、今のところは不納欠損は出ていませんけれども、加算されたのが調定額として出てきたのかどうなのかお聞かせください。

もう1点はちょっと私の理解不足なのでしょうけれども、92ページの一番最後の不納欠損額の中で、手数料の不納欠損分が約10万円あるという言い方をされました。その手数料の中身というのは、この不納欠損をするために一回不納欠損書を出すと100円だかのあれがついてくる。それが累積して10万円になったと理解してよろしいのか。以上です。

税務課長 今ほどの税の未納が始まったときの初動の対応はどうかということでございます。私どもの取り組みといたしまして一年間何もしないで滞納繰越になってから、という取り組みではございませんでして、ある程度の状況を見ながら取り組みをさせていただいております。

まず、年度の前半の方は要するに滞納繰越分を重点的に取り組みをさせていただいておるわけですが、後半の分につきましては、その現年度になってから未納が始まったもの、そういったものの取り組みの方に徐々に動いていきます。具体的な方法といたしましては、例えば電話で「ちょっと未納になっているみたいですが、どんな状態でしょうかね」というようなことでお伺いすることもございますし、職員が常に出ておりますのでそのときにお寄りをさせていただく。そういったようなことで、まず、その未納の状況を「こういうふうに未納になっていますよ」「今の状態はどうなんでしょうかね」というようなことから、取り組みをさせていただいております。

できるだけ早めに手を打てば、それだけ早くそういった部分が未然に防げるわけですが、ご承知だと思いますけれども、国保税につきましては納期が10期ということですが、他のものにつきましては4期の納期でございます。従前の集合税当時のように10期ですと、割合期別が多いけれども1期別あたりの税額が分散されますのであれだったのですけれども、4期ということになりますと、1期が終わって即、未納だから1期から動き始めるかというとなかなかやはりそうもいかないという部分がありまして、2期目の終わり、あるいは3期目が終わった状態で今年の未納状況等を見あわせながら取り組みをさせていただいているという状況でございます。以上です。

福祉課長 70ページの高齢者住宅の貸付の関係でございますが、これにつきましては

10年間の貸付期間ということで、その間、元利均等で返済してもらっているというふうなことでございます。今回のこの330万円につきましては滞納者6人ということで、内容を見ますと職人さん等が多くて収入の減があったというふうなことで滞納になっております。

私どもは納期ごとに、未納になった場合はその都度電話等で連絡させていただいて集金の方をさせていただいているのですが、この制度につきましては保証人を2人付けるようになっております。今までも滞納がなかなか解消できない方については、最終的には連帯保証人の方から肩代わりしていただくというようなことで、滞納を解消しているというふうな部分があります。この6人の方についても、もう少し私どもの交渉を進める中で、どうしてもなかなか応じてもらえないというふうな状況があるようであれば、連帯保証人の方と相談しながら滞納の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

市民生活部長 36ページの不納欠損10万4,000円の件でございますが、これは2行目にし尿汲取手数料が収入してございます。これが滞納になっている部分の会社がなくなったとか、病気であるとか、住所不明だとかいろいろな不納欠損の条項に基づいて10万4,000円を欠損したもので、し尿の汲取分でございます。以上であります。

岩野 松君 全般の滞納の始まる話の初動のことですけれども、実は滞納している方からのあれで、特に初期のうち文書は来るけれどもなかなか役場へ来れないと。そしてすべての人がどうこうではないけれども、滞納が始まる時というのは生活なども比較的乱れやすくなる、収入が低くなる。今までと、思うようなものができなくなるということから私は始まるのだと思っています。そのときの最初の対応によって、それがそれだけで済むのか、ずっとついには不納までいくのかという、大きな分岐点があるのかなと、何人かの方から聞いたところではそういうふうに私が感じたのですけれども。やはり初動のときに、そういう対応というのは職員の数がそれだけ余計いるというふうになるのか難しいのか。今の話では電話をしたり、出ているときには顔を出すこともあるといわれていました。けれども、どちらも文書だけは来るがということで、「とても来い、来いと言われるけれどもなかなか足が重くて」という感想があったものでその辺を考慮いただければと思ったのです。

税務課長 先ほども申しましたように、例えば1期が未納になって当然20日以内に督促状が出るわけです。そういった形で手順を踏んでいくわけですが、人によっては「おい、まだちょっとばかりけつまずいたぐらいで、お前方来るなぞ」とこういう方もないこともないわけですし、その辺が非常に難しいところではあります。

ただ、私どもできるだけそういったことに対応しようということでやっていますし、ご相談の窓口は広く広げているつもりでございます。そうであればこちらの方で全部つづさに同じ条件で把握をするということも難しい部分もありますので、お電話1本でもこちらの方にいただければすぐ対応ができるなあ、というふうに今お話を聞きながら感じさせていただきました。

ただ、さらに努力は続けたいと思いますし、分納等につきましてもご相談に応じておりますので、もし議員さんの方でそういう方をご存知でしたら、そういったことでアドバイスを

していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

寺口友彦君 80ページの福祉センターの損害賠償についてであります。説明を聞きますと広域連合が発注をしておりました耐震診断、これに対する市から支出に対する差し押さえということですが、この設計業者が要は補強といえますか福祉センターの強度不足の設計の担当者だったわけです。そうするとどの建物をお願いしたのかわかりませんが、その耐震診断自体がちょっと疑わしいというようなところまであるのではないかと思いますのですけれども、その辺はどうか。再度耐震診断を出さなければならないのかということと、もう一つはこの社屋と土地については市が押さえたわけでありまして、こちらの方の処分について方針としてはどのようなものかという2点についてお伺いします。

総務部長 耐震診断をしたのは消防庁舎の耐震診断でございました。その診断が信用できないのではないかとということですが、たまたま総合福祉センターの方は入力ミスということで、単純なうっかりミスであったわけでありまして、今回の消防庁舎の耐震診断の方は私どもは信頼できるだろうというふうに考えております。

それから、設計士さんの土地建物ですが、これは市の方の所有権を移転登記しました。ただ、本人が今までずっと住んでいたわけでありまして、今、月4万円ぐらいで貸し付けてあります。貸付料はちゃんと入金になっております。そういう状況でございます。

寺口友彦君 こういう問題の発端であります設計業者でありますから、信用したいという、過去の実績からしてかなり信頼のある設計業者だったということは聞いております。しかしながら、こういう問題を起こしたところが、建替えも急務だといわれている消防庁舎の耐震診断であったとなれば、私はまた再度出すといえますか、耐震診断を行うというぐらいのことは考えてもいいのではないかと思いますのです。

その耐震診断の結果をまた別のところに見てもらおうというようなことで対応してでないと、なかなかこの業者に対する信頼度がもうゼロになったわけですから、そこら辺はどうお考えなのかということですが。

住んでいる方に出て行けというのは非常に酷な話でありますので、そこは非常に難しい部分があるかと思いますが、はっきり言って非常にいい場所にありますので、私とすれば競売にかけてお金に換えるという形の方が、2,000万円といわれている部分については回収が進むのではないかと思いますのですけれども、それについてはどうか。

副市長 消防庁舎の耐震診断につきましては、今ほど総務部長の方から話がありましたように計算上の結果で出す形ではないので、今回のものについては信頼できるというふうに私どもは理解しております。

それから財産につきましては、今現在本人が使っているわけです。今のところは今年中ということになっておりますので、その後の処理につきましてはご指摘にあったようなことを検討していきたいと考えております。以上です。

阿部久夫君 1点だけお聞きいたします。17ページの固定資産税のことでございますが、固定資産税といえますとこれはいつの議会でも必ず未納問題等が、おそらく出てくる一

番の問題であります。市は当然やはり納めていただきたい。一般市民は厳しい中ではなかなか大変だということで、これはだんだん未納金額が増えてくると思います。昨年の決算を見ても、こちらの今の18年度の決算を見ても増えています。

そうした中でよくいろいろなところへ行くとと言われるのですが、だんだん年をとって、今まで何とか納めてきたけれどなかなか納められないし、若手はいなくなる。たまたま景気のいいときにはちょっと何か作って、それがいまだになかなか評価額は思ったよりも下がらない。本当にどのようにしたらいいかわからない、というような方、何人かからこういう相談を受けています。

その中で何回か私も聞いたのですが、舗装やきちんとしてあればなかなか評価が下がらない。必ずそこはきちんとして舗装などを取ったりいろいろして整地して、畑などで宅地ではないということになれば、下がるかもしれないけれども、それを構わないとなかなか評価が下がらない。3年ごとに評価替えをやってはいるのですが、そうしてもやはりなかなか思ったように下がらないし、年金は下がる、年はとる、若手はいなくなる。何とかしていただかなければ大変だというような意見も聞くのですが、その辺、これから先、そういった方についてはあれですが、こういった評価額は果たしてどの程度になればゼロに近くなるのか。それにゼロとは言わないけれども、どういう形ですればいい方法があるのか。

やはりきちんとした固定資産の評価というものは、もうそこへいったときは相当のものを下げていかなければ、いつになっても私は金額が増えていくと思うのですよね、やはり。納められない、年はとる、不納決損がだんだん出てくるというふうに私は思うのですが、そういったことに対しての対応はどのように今後なさるのか。その1点だけひとつお聞かせください。

税務課長 確かに固定資産につきましては、名義がお年寄りになっている部分が多ございますので、ものがある以上はかかってくるという税の性格上、そういう現象が日本中で起きているという認識はしております。では、どこまでいったらということですが、これもまた一定のルールがございますので、特別にその部分だけとかその地域だけということで取り扱いがなかなか難しいということになります。ですので、現段階では3年に1回の評価替えを見ながら実勢価格とのバランスの中で調整をしていかざるを得ないという状態です。以上です。

阿部久夫君 今、課長の話は3年の評価を見てすると、これは私はさっき質問をして、3年評価をしていてもなかなか全然、ほとんど下がってくる状況は少ないということで質問いたしました。やはりそうしたときの対応を。本当に今こうって困っている方は、自分たちで生活していれば当然納めなくてはならないという義務はそれぞれ皆持っています。納めたくてもなかなか納められないという状況だから、その辺をどのような方法で。また、3年の評価をすればそこでまた見るではなくて、この土地はもうある程度はこういう形がいいよと、そういった適切な指導をしていくような方法をしていかなければ。私はなかなか、ただ3年の評価だけでもって判断するなんてことは、ちょっとその人は困るのではないかと思います。

ているのですが、我々も力もないし、そういったことに対してきちんとしたアドバイス等をやっただいて、できるだけ負担を軽くしてやるというような指導をしていただきたいというふうに思っているところですが、もう一度答弁をお願いいたします。

税務課長 地方税法に基づいて行う作業でございますので、本市だけが、あるいは特定の地域だけが特別の取り扱いをするということとはできないということでもあります。ただ、納税の面につきまして、先ほどもお話ありましたように例えば分割納付をしたいとかということについては、十分ご相談に乗っていきたいというふうに思っております。以上です。

腰越 晃君 先ほどの総括の中で質問すればよかった項目かもしれませんが、平成18年は財政健全化計画初年度だったと記憶しております。それで一ケ年が終わって、19年度も健全化計画に基づいて予算が組み立てられていると。そういうところでこれからシミュレーションの見直し等が出されてくるわけですが、少なくとも平成18年度決算段階で健全化計画の実績についてどうであったか。当然、財政が厳しいという現状の中で5年間、健全化計画を作って進めていくと、やはり市長の方針であったわけですから、その1年目の結果としてどうであったかというそういった報告はあるべきではないだろうか。私の見解が違っていればまたそれは指摘していただきたいのですが。

それとあともうひとつ。総務省が全国の自治体の一般会計決算カードというものを公表していることはご存知かと思えます。これを見れば全市民誰でも今の南魚沼市の一般会計についてどういう状況であるかわかるのですけれども、やはりこういった資料が総務省から出されているという現実の中で、もう少し一般市民への決算広報、そうしたもののあり方について考えていただきたい。

進んでいる自治体については、総務省が発表する以前に市独自で決算カードを作成し公表するという自治体もございます。やはり今、実質公債費比率の問題で当南魚沼市民というのは非常に市の財政について注目しておりますし、どうなっているのかとそういった質問を受ける機会が我々も多い状況です。やはりもう少しそういったところについても配慮を願いたい。ずっと毎年毎年のことですけれども、同じ会計決算資料と同じ決算書、これだけではなくてもう少しやはり検討されるべきではないかというように考えております。

それで2点目ですが、地方交付税。地方交付税については、当市の一般会計歳入の中では非常に重要な要素になっているのは、これは誰が見てもわかることですけれども。交付税が減って苦しい苦しいとそれはわかるのですけれども、よく考えてみれば地方交付税の原資である国税五税の一定割合はここ十数年ほとんどおそろく変わっていないはずで、11兆円から13~14兆円ぐらいのところまで推移をしていると思えます。

この間のいろんな意味での地方の景気浮揚策として、一時的には20兆円を超える地方交付税というところまで国は増やしまして、その間、交付税特会ではえらい借金をしてきたわけですね。それを今、国の方では返済しながら一時は20兆円を超えるような交付税額、地方に配っていたものをどんどん減らしてきていると。これはある意味正常な姿に戻っているというふうにとらえて、何とかこれでやっていくしかないのだろうというように、一般的

にはとらえられるのではないかというふうに思うのです。そういうところを鑑みて、「交付税減らされてしょうがない」という執行部の話ですが、もう少し進んだ中で交付税について将来像をどういうふうにとらえているか、考えていくべきではないかというふうに思うのですが、その辺の見解をお伺いしたい。

それからあと臨時財政対策債と減税補填債でしたか、これについては一時的な地方自治体の財源不足を補うということで、国の方で起債を認めてきたわけですが。交付税にみんな算入されるのだったか、その辺のところはちょっと忘れてしまいましたけれども。こうした臨時財政対策債、それから減税補填債でよかったか。その辺の今後の動き等について、おそろくなくなっていくものというように理解しておりますけれども、継続する限りこれはもう満杯すべて使っていくべきものなのかどうか。見解をお伺いしたい。以上、お願いします。

市長 18年度決算の総括ということでありますが、提案理由にも申し上げましたように少雪という部分もありまして、18年度決算単年度に限りまして非常にいい結果が出たということであります。ただ、財政健全化計画は単年度だけではぼんと進みませんので、5年間の健全化計画 シミュレーションはちょっと変わりますけれども、きちんと守っていかなければならないという思いであります。

そしてある意味でこの健全化計画を立てたがゆえに財政運営の方にも、自信が持てたなんていうと失礼ですけれども、非常にこういう形でやっていければ、そう市民の皆さんにご心配かけることはないのだろうという方向性が見えたというふうに思っております。

決算資料の件ですが、一般市民の皆さんには、この後10月か11月か広報で非常に細かく出すのです。ところが細かく出しすぎるかどうかはできませんけれども、ほとんど見ないという。そして資料がない、資料がないということをおっしゃる方が非常に多いのです。そういうことですので議会の皆さん方には、例年のごとくのパターンだと言われればですけども、不足のものがありましたら具体的にご指摘いただければ、出せる資料は全部出しますので、また具体的なことは後で教えていただければと思っております。

交付税につきましては、私どもも交付税がある意味で減っていくと。それは底はありますけれども、減っていくというそのことは十分実感していますから、ただ交付税が減るから大変だ、大変だなんていうことをいっているのではないのです。

しかし、国の方も何か仕事や事業をやる際にすべて今は「いや、交付税算入します」とか。農地、水、環境保全でもそうです、交付税算入。全然わからないのです。そういう不透明な部分をもう少しはっきりしろと。そして本当に私たちの市というのはどのくらいの額が交付税の妥当額なのかよくわかりません、本当のところですね。今の算定基準であればこういうことだと。けれども来年からまたこれは交付税でみる、あれは交付税でみる。本当にではそうして我々がはじき出した額が全部来るかということとそうでもない。

本当にわかりづらい仕組みですから、そういう面で制度の透明化といいますか、そういうことが私たちは非常に欲しいわけです。そうすれば本当に実態に見合った交付税額というのは、私たちのところはいくらなのか。交付税をなくするなんてことはありえないということ

を私どもは申し上げているわけですけれども。

そんなことで、交付税だけに頼って交付税が減ったから大変だ、大変だということでの財政運営はしていかないつもりでありますけれども、しかし、それにしても一番大きな財源でありますから、この確保には全力をあげるとのことだと思っております。

財政課長 健全化の効果の点でございますが、おっしゃることはよくわかりますし、当然のご意見だと感じるころですが。健全化計画が予算ベース、昨日も申し上げましたけれども、そういうことで事後の評価をする際にどうやって評価をしていくかというのが正直内部的には大きな一つの課題になっておりまして、昨日も若干下段の方で評価しやすいような形で今後は作っていかうと。率直に申しますと今までのものを評価するというのは、ひとつは予算の段階では組み立ててございますので、こういう効果があるという資料を出してあるかと思えます。今、出すとするとあれがベースで執行額に置き換えると。そうしますと歳出については予算を超えて執行することはないわけですからその内輪で。あとは歳入がどれだけ上回るか、下回るかというぐらいの資料しか作れないということで、今回そういう事前に若干そういう話もしたのですが、なかなかそういうことだということによって現在に至っております。

ちなみに人件費などで一番やっているわけですが、これも決算も冒頭ありましたように今、非常にベースが動いている時期でございますので、満年度での比較というのは非常に難しいのですが、一応現在の南魚沼市に置き換えてみた17年度で人件費を見ますと、決算額で65億円ぐらいです。それで18年度で61億2,000万円、およそ3億8,000万円ぐらい決算ベースでこの部分では減になっているということかというふうに、その後いろいろ考えた中で資料を求めてそういうことになっております。

それから決算カードの件ですが、いつものあれですと総務省で作ってうちの方が資料提供をして作って、年度末頃に作るのですけれども、お話がありましたので事務的にできるかどうかという点で今、検討してあります。できれば議員の皆さんには配付をさせていただきたいと思っておりますが、ただ、今、市長おっしゃいましたようにそれを即広報に使っても、逆にいうとまた専門的な用語ばかりで何だかわからない、という点があるのではないかとこのように感想を持っているところです。

それから地方交付税は市長が申し上げたとおりですが、一言だけ付け加えさせていただきますと、昔は借入れして20兆円とか確かに配っていたわけで、それが現在のあれにきているわけですが、配っているときだって別にむだでしているわけではなくて、地方として必要だということで配ったわけですから。その中で15兆円に減らされれば、うちらとしては非常に混乱するというのは現実の問題だということに思うわけです。

それともうひとつは、私どもとしては交付税の、国税五税ですか国税からのルールというのは、基本的に必要な額、財源率もあるわけです。それが絶対のものではなくて地方交付税の中で必要があれば、いわゆるそれが不足が続けば見直すというのが、私どもの立場からすると当然ではないかというふうな基本的な考え方を持っております。

臨時財政対策債と財源補填債等ですが、うちらの方の起債の基本的な考え方は、優良債からできるだけ発行していく。そして私、細かいのはあれですが、発行しなくてもカウントされると、財源補填だから。そういうものは発行しなくてもカウントされるのであれば、しないで済めばしないようにしたいのですが。もうひとつは財源の需要というものがあるわけです。そこらを考えながらそういうことで運営しているということです。以上です。

腰越 晃君 理解はできました。ですが、財政健全化計画については、あれほど広報にも入りましたし、繰り返しますけれども市民が非常に注目している内容です。これについてやはり単年度ごとに評価は難しいとしても、一定の市民への広報はあってしかるべきであると、私はそのように思います。「どうなったのだ」というふうに、多分我々は必ず聞かれると思いますのでその辺のところは、非常にやり方は難しいかと思えますけれども、各項目ごとにどのぐらいの予算を立て、どのぐらいの成果があったかというところぐらい。またあと自己評価ぐらいのところは、やはり出すべきではないかというように思います。検討願いたいと思います。

決算カードの件ですけれども。我々も確かに難しい財政用語が並んでいるということはいえるのですが、一般会計の決算カードというのは非常にわかりやすいのです。やはりそれをもって私は市民の皆さんと話をしたい。そういうものではないかと思うのです。あまり面倒くさい言葉ばかりでわからないから、こんなものはいいではないかと。そうではないと思うのです。

やはり難しくてもあそこにきちんとまとめられている内容については、こうでこうでこういう内容ですよ、ということやはり説明できる、ならなければならないのです、我々も。そしてやはり同じ財政データというものを市民と共有する。この辺のところというのは非常に私は重要な要素だと思っているのです。その辺のところをちょっとお考え願いたいというように思います。

(「はい、考えます」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって歳入に対する質疑を終わります。

議長 歳出の審議に入りますが、歳出の審議は各款ごとに行います。なお、これからの一般会計決算認定の審議に直接関係しない各部課長等は平常業務についていただいて結構であります。

昼食のため、暫時休憩といたします。休憩後の再開は1時20分といたします。

(午前12時15分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時20分)

議長 歳出、第1款 議会費の説明を求めます。

議会事務局長 （説明を行う。）

議長 議会費に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第1款 議会費に対する質疑を終わります。

議長 第2款 総務費の説明を求めます。

総務部長 （説明を行う。）

市民生活部長 （説明を行う。）

総務部長 （説明を行う。）

市民生活部長 （説明を行う。）

議長 総務費に対する質疑を行います。

若井達男君 2点ほどお伺いをします。まず1点、98ページ。説明があったかどうか私の聞き落としか、上から2行目の有料道路通行料というのがここに載っているわけですが、この内容についてひとつお聞かせください。

今1点ですが、104ページの総合行政システム事業費という中にGISの整備業務委託料というのが出ているわけですが、今のこの整備事業の中にGISの構築部分だとは思われるわけですが、こういったものを今、取り入れを委託されているのかどうか。また、できれば委託先をひとつお願いします。この2点ですが。

財政課長 まず有料道路通行料、98ページの方でございますが、これは市有車が出張等で有料道路を使用する際の有料道路の券を、現在は財政課でもって管理しておりますがETCカード。ETCになってございますが、それを貸付けして、まとめて請求が来て支払いをします。その合計額でございます。あと、たまによそへ行く際の、遠くに行く際の前渡金等も含まれています。以上です。

総務課長 104ページであります、GIS事業でございます。このGIS事業につきましては平成17年度から21年度までの事業ということで、平成18年度は2年目になります。2年目の事業としましては、縮尺が500分の1の地形図の作成という内容と、それから上水道、下水道の施設のデータの入力といいますが、そういったようなものが中心でございます事業費が9,900万円ということになっております。

それで引き続き19年度についても内容的には地形図、それから上下水道関係のシステムの構築というものを引き続きしております。

それから業者であります、株式会社ナカノアイシステムという企業でございます。以上でございます。

若井達男君 98ページについてはわかりました。

GISの整備事業ですが、まず上下水道について、旧大和地区については、下水道の方はGISがかなり進んで整備されていると思うわけです。そうするとこれは旧六日町、旧塩沢

というものをこの17年から21年にかけてやっていかれるということになるかと思えます。そしてこの9,999万1,500円というのは、この財源については、トンネルか何かで1億円だけ入ってきたやつの利用ではなかったかなという、その点をひとつ。私の勘違いであればそれはそれとしてお聞かせ願いたいというふうに思っています。

そしてあと委託業務ですが、これは今ほどナカノアイシステム、中央通りに確かあるかと思いますが、これらについては他の業者はなくてももうこれ1本で随契というような契約のかたちになっているわけですか。それともやはりある程度の競争入札とか、そういったものの中の業者選定、選択というふうになっておりますか。その辺をお聞かせください。

総務課長 GIS事業であります。最初に業者の関係でございますけれども。先ほど申しましたように平成17年から21年までの事業ということで、17年度が初年度であったわけですが17年度の時点で入札をしております。そこでナカノさんに決定をしまして18、19、20、21についてはナカノさんの方と随意契約といいますが、そういったような格好になっております。

それから最初の内容でございます。上下水道の内容でございますが、ご指摘のとおりでございます。六日町地区とそれから塩沢地区というようなもののデータでございます。

それから財源でございますが、新潟県の合併補助金というというので9,900万円ほど、先ほど歳入の方で説明があったかと思いますが、それを財源としまして実施をしているということでございます。

宮田俊之君 それではページ数で申し上げますと104ページ、今のところですけども、全般にわたるところでIT関係の保守だとかシステムのことでちょっとお尋ねいたします。前にもお尋ねしたのですが、ここではコンピューターの中身であるソフトのリースとあとハードのリースと、業者の方としてはセットで当然使ってくださいという話になるかと思うのです。けれども、それをいちいち聞いていますとハードの方の共有化はできないわけですし、せっかく本庁に集中したわけですから、なるべくハードの、せめてハードの共有を行ったうえで経費の節減を図っていくのが筋ではないかというふうに思うのです。

なぜこういったことがおきるかと言いますと、大変失礼ながら業者さんの持っている知識といいますがノウハウを職員の皆さんが上回れないことなのかなというふうに思う点がございまして、私ども会派の方で先進地視察ということで牛久市の方に行ってまいりましたところ、ITコーディネーターというかたちでこういった部門を統括して省力化といいますが、要は経費を節減するための専門職の方を雇うような取り組みをされておりました。全体的に言えば額の規模も違うので一概には言えないと思うのですけれども、かなり圧縮ができたというふうに聞いております。こういったことを検討されておられるのか。

またこういったことが実現しますと例えばハードは地元の会社から買うこともできるようになると思えますし、いつまでも専用の端末が必要だということにお付き合いしていると大変な額になっていくのではないかというふうに思いますので、この検討をされているかどうか1点お尋ねいたします。

総務課長 今ほどの件でございますが、電算関係の状況でございます。内部情報系それから総合行政システムを合計しまして、市役所の中に今だいたい830台ほどのコンピューターそれからサーバー等がございます。その総費用ということでございますが、それで私どもも契約に当たっては入札を実施したりと、もちろん随契もございませうけれども入札を実施をしたりということで節減を図っているところでございます。

それでご指摘の牛久市の話ですけれども、私も話は聞きました。聞きましてちょっと調べたのですが、牛久市の方では1億4,400万円ほどの節減が出たと。それにプラス2,900万円ほどだというようなお話を聞いたのですが、1億4,000万円につきましては、HOSTコンピューター方式からクライアントサーバー方式にしたということで1億4,000万円ほどの節減になっているわけですけれども、すでに南魚沼市では平成14年からそういったようなシステムになっております。牛久市のように300万円ほどでそういうふうな専門家の人をなんといいますか使ったとしても、南魚沼市で、ではすぐその分が節減が出てくるというようなことではないというふうに考えております。

それでこのコーディネーターの話ですけれども新潟県では妙高市が今実施をしていると。19年度はちょっとわかりませんが、平成17年、18年と妙高市が実施をしております。それで17年度、18年度でそれぞれ85万円というような経費で総額で170万円ですか、で実施をしております、節減効果という話を聞きましたらその170万円を除いて約900万円ぐらい節減が出たというようなお話を聞いております。私どもの方も非常にその件については興味を持っているといたしますが、そういったことで妙高市の方に実際に行って実態をちょっと調べてこようかなというふうに一応検討しております。もし、そういったことで年間80万円ほどの必要経費で1,000万円あるいは数百万円というような節減が発生するのであれば、19年度からちょっとその実施について話を進めてみたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

佐藤 剛君 では3点お聞きをいたします。102ページですけれども、ちょっと額が小さいのですが重要なことだと思いますのでお聞きします。市政モニター謝礼があります。5万円ということですが、当初予算から比べますと予算が半分ぐらいになっていると思うのですが。この方々、外部からの評価という点では非常にモニターを始めるといふことから期待をしていたのですけれども、これは決算額が減ってしまったというところで人的な関係と、それと当初考えていたようなそういういろいろなこのご助言、モニターの皆さんからのご助言なりそういうのは得られているのかということ。十分得られているのかという部分でちょっとお聞きをしたいと思います。

2点目が114ページ、中ほどに新幹線活性化同盟会負担金というのがあります。これはたぶん18年度から始まったものでして2014年問題の関係かとも思うのですが、市の関わりといたしますか、金を出して終わっているのか、一緒になってその2014年問題について関わっているのかということ。ちょっとお聞きしたいと思います。

もう1点が122ページ、東京事務所費ですけれども、収納の嘱託員の報酬です。今ほど

1名というようなお話がありました。昨年も1名だったのですけれども報酬がだいぶ増えているようでして、これの支払いの基準といえますか。例えば徴収額によって決まってくるとかそういうところがありましたら、ちょっとお話をいただきたいと思います。以上3点をお願いします。

企画政策課長 モニターの件でございますが、要項に定められておりますのは定員30ということで定められております。募集をしたところ18年度におきましては20名の方からモニターとなつていただきました。金額につきましては半年であったということもありませんし、図書券をおあげしたというような記憶をしております。

それからアンケートを合併後ということもありますので、市政全般について取らせていただきましたし、基幹病院の県の部分ができましたときでもありますので、それについても取らせていただきました。それからなかなか学校のお子さんも入ってしまったり、お年を召した方も入ってしまったりですが、直接お手紙を何回もいただいている方もいらっしゃいますし、この市政モニターそのものは審議等を行う部分ではありませんので、お気づきになった点をいただいて各課に配付をしているという状態でございます。

それからもう1点、新幹線活性化同盟会でございますが、おっしゃったとおりの形でございまして、ただ、2014年問題というのは私どもにとってみてもこっちの上越線が枝線になるという可能性がかなり高いわけにありますので、当然ワーキングチームに入って一緒に今活動をしております。

税務課長 お答えいたします。東京事務所の収納嘱託員報酬でございますが、計算の方法といたしましては固定額が月額20万円。それに取り扱い金額の2パーセントがご本人の手元に行くようになっております。ちなみに昨年の実績ですが205件、1,746万円ほどの回収をさせていただいております。以上です。

山田 勝君 ページが100ページになります。行政区への報酬、行政区交付金ですが、実は敬老会もそれぞれの区の方に任せられる状況、婦人会が解散をした関係でそういうことで。ずっと見ておきますと、祭りがあります、それは当然地域のことで、その後すぐ運動会、これも地区のことです。そのあと立て続けに婦人会がないということで敬老会を全部算段をするということ。その他は地元の何やかにやと区の方でやられていると。非常に行政区の役員さん方がすごくハードになっている状況を感じました。

これは地域のことからそのままでいいのだという考えもあるのでしょうかけれども、果たして今のその厳しいというか忙しい状況で、これが次第に継続できないという「嫌だよ」というような向きの人間もおられます。ですのでそういう方面に、金額うんぬんというよりも市として何らかもうちょっとやりやすい方法なり、金額もそうですけれどもちょっと手を向けられることができないのかなと。その辺ちょっと何か感じるところがあれば伺いたい。

それとページが104ページになります。GISの整備業務委託ということで下水とかを今入れられているということですが、やはり観光ですね、スポット的なもの。そういったものもGISに取り込んでいただければ、円滑に観光行政に役立てるのではないかなと、

そういうことも考えられないかなと思っております。

最後もう1点、多くて申しわけないですが、106ページの車両管理。財産に関する調書では乗用車が1台増えてライトバンが5台増えまして、軽が3台減っております。先ほど聞いたら、去年軽が8台増えたということなのでそういう意味で軽の入れ替えもあるのかもしれないのですが、財政的に非常に厳しい中で軽が減っていて普通車タイプが増えていると。その辺の財政健全に向けてのその考え方ですね、それについて。そこでヘルパーさんが使う軽が5台減っているのです。それもあわせてなぜそうなっているのか説明いただければと思います。

総務部長　それでは私の方で行政区のいろいろの業務のことについてお答えさせていただきます。私もたまたま藪神地区ですので、今年度から敬老会が各区単位におろされてきたというようなそういう部分で、今までよりも区の仕事が増えたということです。私もたまたま今年副区長をおおせつかってしまして、私は市之江ですので市之江でこう比べますと、本当に8月はお盆があって、鎮守様の祭りがあって、運動会があって、地蔵様の祭りがあってそれから敬老会と。本当にずっと土日がつぶれるというような状況です。

たまたま藪神の運動会するときにも選手宣誓で、とにかくここで運動会をするのは本当にもう勘弁してくれというような悲痛な発言もあったわけでございます。どのような形でやるのかと地域全体で考えてもらわないと、区で考えるというよりも地域全体のそういうまた事業もありますし、本当になんといいいますか藪神地区の区長会のあたりでちょっと検討しなければならぬかなというような気が私はしているのですが。行政の方でどうこうというよりも、例えば敬老会は春にしてしまうとか、あるいはもうちょっと時期をずらして遅くするとかというような方法もあります。中には藪神地区であっただけ早かった、こっちだけ遅かったなどということになるとたまたま年寄諸のいろいろなまた物議も醸してきますので、区長会のあたりでちょっと相談した方がいいかなというような気がしております。行政区については以上でございます。

財政課長　車両の加除の件でございますが、率直に申し上げまして、年度末の状況は資料の9ページに掲載したのですが、その前年比についてはちょっと正直言いましてまだ把握はしていなかったのですが、1点ヘルパーの車両が減っているという点につきましては前年の担当でございましたので把握しております。一つは車両を入れ替えいたしまして、あそこも一度には財政負担が大きいということで、すべて入れ替えの部分がリースに切り替えたことで所有台数が減っているというその点が内容でございます。

あと全体については正直言いましてちょっと今把握しておりませんが、総数的な面では今検討しているのが、自分の車を借り上げる、個人の車を借り上げることによって一定程度旅費を　今もあるわけですけれども、そういう中でいわゆる市の車を減らしていく方向が経費節減になるのではないかということで、その方向を今検討している状況でございます。以上です。

総務課長　GISの件でございます。観光施設というようなお話ですが、技術的にはこ

れをGISの中に載せるのはできるだろうというふうに考えております。が、もちろんGISの事業につきましては先ほど言いましたように、平成17から21までということで総額3億1,000万円という中でありますので、その総額の中ではまだそういったようなものについては想定をされておられません。観光の部分ここに載せるという格好になるとまた費用が必要だということになります。技術的にはそれができるかと思いますが費用対効果の問題もございますので、21年度の完了までにこの件については、できるだけそういうふうな方向で検討を進めたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

牧野 晶君 まず1点、100ページの一番下の成人式の件です。市長の考えの中でもなるべく若者には、東京に一瞬は出てもらっても戻ってきて欲しいというふうな地域完結型社会を出していきたいということですのでけれども、せっかくの機会なのでこういう成人式を利用して、今の若者がどういうふうに、成人になった人がどういうふうな考えを持っているのか。式辞ではいただきますよね。代表者の一人の声というのはいただいてはいますが、その他の何百人も来るわけですから、どういうふうに考えているのか。市に求めるものみたいなものをご意見ボックスのようなものを置いて、入前に「どういうふうなのを市に期待しますか」といったものを配ってそれを回収していくというのもひとつの。どういうふうな答えが出てくるのか、本当におちゃらけた答えが出てくるかもしれないですし、しっかりとした考えを書いてくるかもしれないですし。そんなに費用がかかるものではないので試しに一発やってみて、その反応を見てみたらどうかなという思いがあるのと、もう1点は全然また成人式とは別ですのでけれども。

この2週間ぐらいでちょっと2人の方から言われたのですけれども、時期については別々にそのことを言われたのです。昼休みに窓口に行ったら、要は昼食なのでちょっと勘弁してくれというふうな対応があったというわけです。「いや、俺はそんなことは今の時代にはないと思うけれど、名前は聞いたかい」という話をしたのですけれども、「職員の名前を見たかい」という話をしたら、「いや、それは見ていないけれどもあんまり頭にきたのですぐ出てきちゃったんだよ」「あんた名前は誰だなんて言うほど私は心臓が強くないので」というふうなことを私に言ってくる人がたまたま2人いたのです。それはこの2週間ぐらいで2人から声が入ってきたのですけれども、この2週間以内というふうなことはではないというふうに感じているのですけれども。ちょっとそういう声があるので、正直そんなことはないだろうなという思いがあるのですけれども、どういうふうな昼休み対応をしているのかもう1回。たまにこういう質問というものが出ますけれども、もう1回ちょっと確認させていただければと思います。以上2点お願いします。（「場所は聞きましたか。」の声あり）場所は、ここと隣、塩沢で。

市長 成人式の件につきましては、いわゆるUターン関係のことで職の紹介とかそういうことはしているのです。そういうことはやっていますけれども、今おっしゃったようなアンケート的なことをやっていないとすれば、一つの方法でありますので検討させていただきたいと思っております。

職員の昼休みの態度の件ですが、よもやないことだと思っておりましたがあったというこ

とでありますので、いつも私が申し上げておりますが個人までの特定は結構ですけれども、もしそういう声がありましたらその何々課とか、塩沢庁舎とか大和庁舎とかそういうことを教えていただくと非常に注意もしやすいのです。ただ、全般的なことだと職員に朝礼や何かでそういう話もするのですけれども、だいたいの方がそれはなんのこったという程度になってしまうのです。ですので、できましたらひとつこっそりと結構ですから具体的な部分をお聞かせいただきたいと思います。そういうことがあったとすれば非常に遺憾でありますので、きちんと注意をさせていただきます。

財政課長 先ほどちゃんと答えられなかった車両の件でございます。財産調書を見させてもらうかぎりでは、軽が減っているという点は先ほど申し上げた反映かと思えます。普通車のライトバン等は見ます限りでは、出先の魚沼荘とか特殊な需要での普通車、あと家畜診療所とかそういう車両が新たに購入されている。通常の業務で足として使う部分は、今はほとんど軽自動車を購入するようにしている状況でございます。以上です。

岩野 松君 これは全く質問とかそういうのではないのですけれども、今、車両の話が出まして実は前から思っていたのですが、駐輪場ですかそれがこの9月から非常にきれいになりました。今までちょっとそういうことを申し上げたこともあったのですけれども、非常に役場の中が整然とするかと思うほどあそこに入ってくる時きれいになりました。使う方も喜んでおられましたし、置く場所も前はなかったかと思うほど混んでいたのですけれども、今までずっと置きっぱなしのものを処分したかと思いますが、やはりそういう態度は本当に私はいいなと思いましたので一言っておきます。以上です。

駒形正博君 100ページの下の方から行政区看板設置補助金4万6,725円というのがあるのですが。というのはこの間、東の区長会で来年のコミュニティー事業は何に取り組むかということの中で、旧六日町に比べて東大和地区は行政案内看板が少ないということ。東のコミュニティー事業の中で取り上げていこうではないかというような意見があったのです。この事業がこの4万6,725円ですが、いくらの事業に対してこれだけの補助金が出ているのか、どこの行政区で行った事業かをお伺いします。

総務課長 事業を実施した集落は、旧大和地区でありまして海土ヶ島新田という集落でございます。それで事業の内容としましては集落看板の設置に必要な費用、材料それから消耗品等の2分の1でありまして、1カ所あたりの補助金の上限をこれは5万円とするというような事業内容になっております。以上でございます。

種村充夫君 98ページの一番下ですが、湯沢町の広域に対する決算の関係です。歳入の方の1,100万円ほどのそのマイナスをして 歳入の方はなっているのです。75ページと76ページかな。その中で合併をしまして湯沢だけよくなって南魚沼市がその広域関連に関しては難儀ばかりしているようなところはないのか。その辺がちょっと疑問です。例えば公債費比率もあくまでも広域統合が入った中で南魚沼市が上がっているわけですので、その辺を含めた中で湯沢だけ人任せで全部済んでしまうような形があるのかないのか。その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

総務部長 98ページが一番下のものは連合の清算金の配分でございます、この配分のそれぞれの額につきましては、昨年度のちょうど9月議会の決算資料の中にきちんと一枚入れてありますので、そちらをご覧くださいとかなり市の方の取り分が多くなっているはずでございます。そういうことでご覧いただきたいと思ひます。

それから歳入の部分の連合に対する負担の割合でございます。これにつきましては事務段階でいろいろ詰めて最終的には市長と湯沢の町長の間で決着をさせてもらったわけですが、一番問題だったのは、ただ単純にそれをするのではなくてあそこにいた職員をとにかくうちが全部引き継いだと。そういうことでは余剰の部分をもたさらに引き継ぐということで、何人かは湯沢町で引き継いでくれというようなことまでしたのですが、湯沢町はそれはだめだと。その代わり金の方で清算するというようなことで、人件費の職員の2人分だかなんかかを負担金に上乗せをしてもらっているというようなことで調整を図ったと、というようなことになっております。ですので、決して湯沢さんだけが得をしているというようなことでなくて・・・だったと思ひます。事務屋が6人いたと思ったのでそれを4人受けたいというようなことでやったのですが、そのような状況で金で清算するような、負担金の中で・・・・・・。

種村充夫君 歳入は1,120万円ほど減額しているのですよね。それであと支出を見ていくと、だいたい全部補正で増額プラスされているのです。例えばゴミにしる、老人ホームにしる、それから火葬場にしる。そういう中で減額されていて、逆にいうと南魚沼市が全部湯沢の分まで面倒をみているというような形に何かこう決算上でいくと出ますのでその辺やはり。これはも終わった問題ですけれども、今後その辺をきちんと形にしていけないと。最終的には全部南魚沼市の広域まで含めた形で決算が出来上がるわけですけれども、あくまできちんと精査をして、湯沢からは取る分は完全にもう取ってしまっただけで今後していけないと、私は困るのではないと思ひます。その辺をひとつ頭の中に入れて行政運営をしていただきたいと思ひます。

総務部長 湯沢町とのその辺の負担金の案分の考え方はそういうことで私どもがやっています。前にもちょっと補正のどこかでお話したと思ひますが、予算計上の部分で1回当初予算の中で配分しますが、2月ごろ清算をしてその清算の時点でまた。負担率は、今まで合併のときの広域をなくすときのいろいろの協定の中でちゃんと定めてありますので。先ほど言いましたその定める中に職員2人分をそっちへ持っていくような形で金を調整しているということで、あくまでも負担は決められた負担率でやっております。その中でそれをぶれずというようなことはお互いにできないこと。その協定を直さない限りはできないということになっておりますのでそういうことです。その1,100万円という数字は・・・

(「75ページを見てもらうとわかるのだけれども、1,100万円の減額補正をしていますよね。全体の中で。その広域の中で」の声あり)

失礼いたしました。これは予算額でございますので、あくまでも予算は補正予算がいろいろ・・・

(「だから今度は支出の方へ行くと、それぞれみんなプラスの補正をしているのだからやはり

そこの辺がどうかと。当初予算と比べれば結局同じわけだ。プラスするのと減らすのと」
の声あり)

確かに同じですが、マイナス部分もそれぞれ消防費から始まってずっとありますので、その中で調整はしているはずでございます。

関 昭夫君 96ページの顧問弁護士報酬25万円についてです。18年度は総合福祉センターの関係等で弁護士さんへの相談等もあったのだろうというふうには思っているのですが、顧問弁護士さんの活用というのはどういうことでのしているのか。また、相談や何か等で、これは定額みたいな形になっているようですがそういうものが増えてくのかどうなのか。

それから企画政策課長は直接聞いているのでわかると思うのですが、市民からの相談等、直接市役所が対応するような部分でなくてもいろいろな相談にのってもらえるような形がとれないかというような話が確かあったはずで。そういうものへの対応。特に私もちょっと先ほどの牧野議員の話ではないのですが、税務署から通知が来たので直接税務署・・・出て来いというような通知だったそうですが、それをもらったので慌てて税務担当というか市民センターの方へ行って、「こういうのが来たのだけれどもなんだろうか」というような話をしたら、「俺はそんなの担当ではないし、俺らのあれではない」と。「税務署の話なんだから税務署へ聞いてください」というようなことで門前払いっぽいような話をしている、そういう窓口担当もいるというようなことだそうです。

あくまでも市民にすれば市役所がそういう行政側の一次的な窓口になっていると。やはり親身になって相談に乗っていただきたい。その辺をきちんとやはり教育をしていただきたいなというふうに思っています。これは塩沢の市民センターの話ですけど、誰だという名前もその方から聞いています。聞いていますが他にも、実は六日町の窓口の話も伺ったことがあります。ただ、それは誰という話までは聞いておりませんが、やはりそういうものがあるということになるといろんな中でせつかく一生懸命している職員にも、結果としていい影響にならないということだろうと思いますので、その辺をひとつよろしくお願いをしたいと思います。

総務課長 96ページの上から3段目ですが、弁護士報酬。弁護士の報酬の件でございますが、年間報酬が24万円でございます。残りの1万円につきましては相談があったというようなことで24万円の他の別件の相談ということで1万円を支払ったという内容でございます。年間についてはさほど相談件数というのはそう多くはないというふうに認識をしております。

企画政策課長 そういうおっしゃったようなことがあるとすれば非常に残念な事案でございますし、機構の部分は私のところで担当しておりますので、そういうことのないようにということで努めております。

それから先ほどおっしゃったような事案が出たときには、そこでどこにご相談をなさればいいのか。例えば今ほど出ました弁護士の部分であっても私たちは直接弁護士に、ということとはできません。たまたま今顧問弁護士をしていらっしゃる方が長岡の社協で確か火曜日だ

ったと思うのですがずっとやっています。ですのでそういうところをやはりご紹介をしてあげるといのが私たちの務めだろうと思っておりますので、以後気をつけたいと思います。申しわけありませんでした。

市民センター長　　今ほどの議員のご指摘の件でございますが、朝、毎日朝礼をやっていますのでそういう中で職員に周知をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それから各民生委員それから社会福祉協議会の関係でしょうか、そういう中にそれぞれ相談員という方がいらっしゃいます。毎日やっているわけではないのですけれども、名前はちゃんと相談員という形になっていますので、そういう方は随時受け付けするはずでございます。相談指定日もございます。以上です。

腰越 晃君　　2点お伺ひいたします。まず112ページ市民憲章関連ですが、市民憲章が出来上がりましてその後いろんな方面で使用していくという予定だと思ひのですが、今後その市民憲章をどのようにまた使っていくかについて具体的なプランがあったらお願ひをいたします。

それからもう1点は114ページ。真ん中ほどに南魚沼地域広域計画協議会負担金2,500万円というのが載っているのですが、ちょっと私この内容について、金額が非常に大きなもので内容等を確認したいと思ひのですがお願ひをいたします。

企画政策課長　　市民憲章はご存知のように3月で決めていただきまして、4月1日に市長の方で決定をしたということであります。現在は額にしまして作る作業を進めております。ちょっと市の花、市の木を入れまして約40カ所くらい、学校それから公共施設に掲示をすべくA1、A2ちょっと大きさがあれですが、そういう形で今作る準備をしてもうすぐ出来る予定になっています。したがって今年度は広報なども含めまして知っていただくという部分をやっていききたいというふうに思っております。

20年度には、例えば人を大切にすわけですから、その部分についてのものを、という具体的な部分にやっていければと思っております。残念ながら推進委員を公募をかけたところ、お返事がなかったというような状態もありますので、私どもの方でもう少し先導をとっていかねばならないというふうに考えております。

それからもう1点は広域計画協議会と、これはいわゆる昔で言いますと南魚沼郡広域連合でやっていた部分を今、湯沢町と私どもでやっておりますので、南魚沼地域広域計画協議会ということをやっております。その中には例えばご存知の分ですとミーティングパーティーですとか、あるいはコミュニティーの事業の補助ですとか、そういう部分がこの広域計画協議会でやっております。会長が市長で副会長さんが湯沢の町長さんということでございます。以上です。

阿部久夫君　　2点ばかりちょっとお聞ひいたします。ページでいいますと120ページ賦課徴収費。先ほど固定資産税についてちょっとお聞ひしたのですが、今こう見たら土地の鑑定評価委託料また21年度の評価替作業委託料、これはどのようなことをなされてきたのかそれを1点お聞ひいたします。

それともう1点ですが、東京事務所122ページの東京事務所経費。一人行っているわけですが、どの程度の徴収であるか。成果というかその点、2点ひとつお願いいたします。

税務課長 お尋ねの鑑定評価業務委託料でございますが、これは県の土地鑑定士協会に委託をいたしまして、183ポイントの鑑定を依頼する中身であります。それからその下の21年度の評価替の作業委託でございますが、これは評価替をするに当たりましてポイントごとにそれぞれの受け持つエリアがあるわけですが、その受け持ちエリアごとに色付けをしてこちらの方で下作業がやりやすいような図面の作成等をお願いをしている中身でございます。

それから3点目の東京事務所の実績でございますが、先ほども佐藤議員の方にお答えをさせていただきましたが、昨年は205件、1,740万円ほどの回収を実績としてあげていただいております。以上でございます。

阿部久夫君 どうもありがとうございました。最初の評価替ですとこれはポイントで調査をすると。これは南魚沼市の全域を調査して、その結果がまた21年の固定評価に一応結びつくということになるのですか。

税務課長 そのとおりでございます。

関 常幸君 114ページのバス輸送事業費のことについて聞かせてください。この中の通学バスの委託の件でありますけれども、毎年、昨年、一昨年あたりと比較してこの委託料は業者の皆さんに委託しているわけでありますので、増えてきているのかというようなこととか、そういう過程の中で相当交渉していると思っておりますけれども、そういう中でのことを聞かせてもらいたいと思っております。大和と塩沢または六日町の業者は違うと思うわけですが、当然業者間でのそういうのがあまりないと思っておりますけれども、そのあたりを聞かせてもらいたいのですが。

それと特に通学委託費については、合併のときからのそういう決まりでずっときているのかなというふうに思っております。それは契約事項は確かにあるのではないかなと思っておりますけれども、その当時と交通の関係からみれば相当違ってきております。また、当時の家族構成からみるとやはり核家族になって違ってきているということで一概に言われませんけれども、そういうのに対して例えばPTAとか保護者と相談をしてやった経過があるのか。特にこういう問題については、教育に関する、子供に関する事だからそういう決まりがあるからこういうふうになっているのかなと。そこらあたりのことをお願いしたいと思います。それからあわせてそういうことでお願いします。

企画政策課長 通学バスについての金額の比較というのは、誠に申しわけありませんがここ何年かやったということは今、私の手元にはございません。

それから決まりの部分であります。所管は学校教育課でございますが、今年通学区域の中のバスの輸送の見直しをする会を作ってやっております。例えば何キロメートルからやるのだとかという部分をやっておりますので、その辺については現在進行をしているということで、お答えにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

教育次長 通学バスの比較につきましてはちょっと私は今、手元にはないのですが、18年度については財政再建という関係で、確か伸びていないのではないかと思いますけれど、ちょっとはっきりとした数字がわかりませんが、後でまたわかりましたらお知らせいたします。

それから基準につきましてはです。スクールバスにつきましては、旧3町それぞれ違った基準を持っておりました。六日町については基準がなかったわけですが、塩沢、大和については基準が違っていただけでして、そういったこともありまして18年度におきましてそれぞれ基準を作りました。距離的な基準で言いますと小学校が2.5キロ、中学校が3キロ以上を通学区域、スクールバスの通学運行区域とすると、そういう基準を作りました。ただ、この距離だけでは決められない部分があります。その他交通事情だとか歩道だとかといった部分もありますので、そういった部分も勘案する必要があるだろうということでありまして、特殊部分につきましては審査会を庁内で作りましてそこで検討していくと。そういうことで基準を作らせていただきました。

ただ、この基準を作りますと今現在運行している区域ではずれるところがありますので、それにつきましては経過措置ということで19、20年度については今までどおり運行していくと。その他はその2年間の間に、今現在運行している区域ではずれる部分ですね、そこについてはその特殊事情にあたるかどうか。それを審査会で検討していこうということで今現在進行しております。

関 常幸君 今、そういうふうに見直しをかけたり検討をしているということですので、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つ、バスに乗る人の人数が違う時もありますよね、その年度によって。そのとき一律にバス会社と契約をしているというふうな どういうふうな契約であるかわかりませんが、ぜひやはりバス会社との交渉の中でも、そういうところもきちんと話をしながら、年度ずつ変わってくるわけでありましてお願いしたいと思います。

それから今言った特に遠くても自転車で来る人は認めているわけですか。必ず3キロ以上だと必ずバスに乗るということになっているのですか。もし、そうでなければ今言ったような、乗る人数が違うわけでありまして、そこらあたりも話の中でしなくてはいけないのではないかなというような気がします。以上です。

教育次長 バスにつきましては年度初めに、それぞれ各運行区域の人数がありますので、それにあった形でいろいろバスを運行していきたいというふうに思っております。

それから先ほどのスクールバス3キロ以上がバス運行区域でありますけれども、必ず乗れというふうなことではありませぬので、そこにバスが行きますのでそれに乗る方は乗るということで、できれば健康上歩いていくという方がいれば、それはまたそれで結構だというふうに思っております。

和田英夫君 この財産管理の関係で質問をさせていただきます。防災無線、これが17年度いっぱい93局が開設をされたようでありまして、18年に本格的に稼働というか利

用ということになったわけでありませぬ。この車載機なり携帯の局はそれなりに利用なりうまく活用しているのかと思ひますが、半固定局がそれぞれの地域の公共施設にあると思ひます。この辺のいっさい管理、維持というか管理、この辺。あるいはまたおそらく防災訓練等でその辺の訓練もやられているのかなという気がしませぬけれども、やはりその93局からあるおのおの年に1回や2回はそれなりの訓練をやられていっていると思ひますがその辺。

それからもう一つ。各地域の公共施設の固定式のものについては、どうも市の職員がそれぞれ手分けで担当なさっているようだからそれはそれでいいわけですが、そこにはある程度の管理者といひますが、ちょっとそういうので地域の人がこのことはあの方に聞けばだいたいわかるとかそういう体制をとっていいのではないかと。とっているのであればいいのですけれども、その辺をお願いします。

総額で2億円からのこの防災無線ですから、もちろんこの財産台帳に載っているわけだと思ひますが、その辺の確認をお願いします。

総務課長 防災無線の件ですが、半固定につきましては今年度の状況をちょっと私、把握しておりませぬけれども平成18年度の塩沢地域での状況では、月1回、無線の試験というようなことで試験をやっておりました。その他については防災訓練のときに使用するというような状況でございます。以上でございます。

地域の方の管理者ということですが、集落に配置してあるもの、塩沢でいひますと清水、それから大和でいひますと後山ですが、そういったところには無線を配置してございますけれども、そこについては塩沢でいひますと清水の区長さんの方に配置をしてございます。それから栃窪につきましては栃窪小学校に配置をしてあるということで、小学校の方が管理をしていひます。後山についても小学校の方に配置をしてございますので、小学校の方で管理をしていただいているというような状況になっております。以上でございます。

(「財産台帳は」の声あり)

総務課長 財産台帳の関係ですが、財産に関する調書の方の35ページの上の方から7段目です。ここにデジタル防災無線ということで96機ということでここに載っております。以上でございます。

和田英夫君 問題は訓練なりそういうことは、今、総務課長は「塩沢でやった」とこういう言い方をしたのですが、これはできたらひとつ全市で一体的に取り組んでいただかないと。「いや、あそこは私はわかるがあとはわからない」では、ちょっと防災無線としての性質、性格からして馴染まないのではないかと。その辺はひとつぜひ心掛けて全地域、市内全域をきちんと把握していただきたいと思ひます。

総務課長 すみませぬでした。把握するようにいたします。申しわけございませぬ。

笛木信治君 108ページ、庁舎検討委員会がありますよね。この検討委員会の現在まで、何をどの辺まで検討しているのか。到達点をひとつお聞かせ願ひたい。それから次のページで110ページですか、耐震検査をしましたよね。この結果が出たと思ひますが、庁舎が地震に対してどの程度の備えをしなければならぬのか。それをやるとすればどのくら

いの費用がかかるのか、というようなことがわかりましたら。

財政課長 庁舎の検討のまずひとつは状況ということでございますが、18年度に庁舎検討委員会が開かれまして基本方針について答申をいただいて、その流れで現在進んでおって、結論的には特に新たに建てるというようなことはない中で、JAさんの今の支店の3階部分なりをお借りする点と、倉庫の部分を買って上げて駐車場にしていくというような基本線の中で、あと現在の庁舎の必要な補修を大規模改修をやった中で本庁化に対応していこうという今、位置づけでございます。

それから耐震化の件でございますが、耐震診断を18年度にやらせていただきました。その結果は総じては非常に51年と古い年次であったわけですが、先取りをされた設計なり施行なりで耐震機能はだいぶあるということですが、一部入り口あたりとどこかで若干問題点があるということで、その段階での指摘がございました。今年度6月の補正でその詳細な設計予算をいただけて、今それを発注して具体的に工事の設計とそれから費用見積りをお願いしている段階です。費用額そのものは現在そういうことでまだ把握はしておりませんが、現在までの状況は以上でございます。

笹木信治君 耐震検査では比較的堅ろうな建物であったということでよかったと思いますが、この庁舎検討委員会到達点のお話を今お聞きしました。これは市長にお聞きするのですが、本庁舎方式という一つの大方針がありますよね。これは合併による合併効果ということであれば、何よりも本庁舎方式ということですが。大和や塩沢庁舎と方々に分散しているわけで、非常に市民の側からすると不便なところがあるわけです。これは本庁舎方式というのは急がなければならないと思うのですけれども、昨日ご説明のあった当面する財政計画の中でもそうしたものは謳われていないし、これはなにかちょっと足を引いているのかなという考え方もあるのですが、市長のお考え方をひとつ。

市長 いわゆるこの本庁舎方式は、平成21年度から完了させて始めるという予定で、昨日も財政シミュレーションの後の人員管理計画とか、そういう部分についても全部この本庁の中でやっていけるようにということを想定して、そして「21年度から」ということを昨日も申し上げたと思うのですけれども。

ですので平成21年度から。塩沢地域は商工観光課がちょっと先取りでここへ来ました。大和庁舎の方は福祉保健部が21年度には全部こちらへ来ますけれども、教育委員会の方は今、県とのいろいろな調整の中で、まだちょっと結論が出ておりません。ただ、教育委員会が全部こちらに来て大丈夫なような、いわゆる庁内で全部やれるようにそれはだいたいその見当がついておりますので、増築はしなくてもいいと。ただ、会議室をJAさんのあそこをちょっと借りなければならぬとか、保健センターをいろいろ使用しなければならぬとかということは出ますけれども。

そんな状況でありますので、21年度からいわゆる100パーセント型の本庁方式に移行するというところでございますので、よろしく願いいたします。

総務課長 先ほどの和田議員さんの質問ですが、防災無線の件でございますけれども、

3地域とも私が先ほど塩沢の件だということでお話しましたが、3地域とも1カ月から2カ月おきに訓練をしているということでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2款 総務費に対する質疑を終わります。

議長 第3款 民生費の説明を求めます。

福祉保健部長 (説明を行う。)

議長 休憩といたします。休憩後の再開は3時25分といたします。

(午後2時06分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時25分)

議長 民生費に対する質疑を行います。

高橋郁夫君 146ページのしらゆり荘のことです。先ほどお話を聞いていますと1日70人程度の平均の入り込みがあるということですが、以前しらゆり荘として使っていたとき何人ぐらいの・・・福祉センターとなる前のとき何人ぐらいいたのかわかったら教えてもらいたい。

あと、また同じような施設で金城の里があるのですが、銭淵公園にあった旧福祉センターがなくなってから、しらゆり荘が入り込みが何人ぐらい増えたとわかりましたら教えてほしいと思います。

それとあと168ページの上町保育園のことですが、近くの住民の方に聞いてみますと、最近この指定管理になってからスピーカー音がすごく大きくて、何か表に向けてスピーカーを鳴らしているのではないかというようなことを言っていました。

あとそれと保母さんが何かすぐ辞めて替わるということのような話も聞いていますし、また保育のやり方がちょっとあれなので、近くだけれどちょっと遠くなるが別の保育所にやろうか、なんていう話もあるのでそこら辺がどうなっているのか。指定管理の中でやっているからなかなか民間ですからわからないかもしれませんが、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

福祉課長 146ページのしらゆりの関係でございますが、今、利用されている方は先ほどお話があったように70人ということで、その前の旧総合福祉センターのときはだいたい100人ぐらい来ておりましたので、30人ぐらい減っているということです。その30人のうち金城の里の方へ数十人が行っておられるのではないかと。だいぶ混んでいるという話を聞いておりますので、具体的な数字はちょっと私つかんでおりませんが、そういったことになるかと思えます。そういったことに伴って福祉バスの運行等もそちらの方へまわっているというふうな状況になっております。

それから県がしらゆり荘として運営していたときの状況は、私はちょっと数字は持っていませんが、ただ公募をしてどちらかに売却したいというふうな考え方も前からあったわけで

すので、運営状態としてはかなり厳しい状態であったのではないかなというふうに考えております。以上です。

福祉保健部次長 上町保育園の内容の関係でお尋ねだと思いますが、まず第1点のスピーカーの音が非常にうるさいというような話でありました。その辺については私どもの方には来ていませんし、例えば天気の良い日に外でどこの保育園でも例えばかけっこをやるなりしたときには音楽をかけるとしますので、外に向かって騒音公害になるほどのことはやっていないだろうと思います。と思いますが確認はしてみますが、今のところ私どものところには来ていません。

それからもう1点の保育が替わるということ。あるいはその公設民営になったのでそこが嫌だから他へ替わろうというようなことについても聞いていませんし、事実入りきれないほどそこに入園申し込みがあって、そこをもう受けきれないというような実態があるのも事実であります。

ですので今まで公立でやっていた部分から指定管理者に移行したわけですので、そこには特色が出てきて当然だろうというふうに思います。ですので、若いお母さんたちからもかなり評価を受けている点も聞いていますので、それぞれ保護者会の皆さんと相談をしながら日々の行事等はやっているというのが実態でございますので、特段その特殊なことがあって保育士が辞めていくなどということは聞いていませんし、入りきれないほどのニーズもあるということであります。以上です。

高橋郁夫君 上町保育園についてはわかりました。しらゆり荘のことですが、以前しらゆり荘であったときにも何人かは利用をやはり同じ形でしていたわけですよ。その中で70人という今の利用なわけですが、銭淵公園にありました旧福祉センターですね、そこをかなり使っていたと思うのです。そういった中で今の現状として先ほどおっしゃったように、金城の里がすごい大繁盛というか大混みをしているという状態にあるわけです。やはりこのしらゆり荘の場所的にいって、以前、銭淵公園にあった場所からして、かなり不便だという面でたぶん少ないのかなというのがあります。先ほどもお話がこの福祉センターについてもありましたけれども、福祉センターについてなんというか今度なんとか利用をするような会を設けて、というようなことの中で、あそこら辺にまた福祉センター的なものが本当はあればやはり一番いいのかなと思うのですけれど、そこら辺も含めてお伺いしたいのですけれどよろしくお願いします。

市長 福祉センターの件であります。ここに至った経過はご存知だと思います。今、旧福祉センターはもうこういう用途にはほとんど使えないという結果が出ましたので、こういう形に。それと長期間、ああいうことをお楽しみにしていただいた特に老人関係の皆さん方に、一日も早くその代替機能をとという思いで旧しらゆり 今はしらゆりになっているわけですが。ですから、今後また銭淵公園の付近に同種の福祉センター的なものというのは全く考えておりませんが、昨日だったですかシミュレーションの中でちょっと説明いたしましたように、旧福祉センターは今度はいわゆる障害者関係の施設に利用させて

いただくという今方向で、検討に入ったということですのでよろしくお願いたします。

笹木信治君 1点お聞きをしますが138ページ、介護予防生活支援事業です。これは3,700万円ということであるわけですが、これは確かそれぞれの自治体の規模によってどの程度までこれを利用できるという規模が決まっていると思うのですが、その限度額というようなものに対する3,700万円というのは、何パーセントぐらいになるのかお知らせ願いたい。

それから特定高齢者と介護予防事業の関連はあると思うのですが、その事業とはこれは全くリンクはしていないと思うのですが、対象となる年寄りには確かだぶってくるわけだと思えますが、そこら辺の関連はどうやっておられますか。

福祉課長 138ページの介護予防の関係ですが、これにつきましては平成17年以降からは一般財源化されまして国の方からの手当て等はなくなっております。全部単費でやっているということになっているわけです。これを利用するにつきましては市の方で要項を持っておりますので、その要項に該当する方が利用できるというふうなことになります。

介護保険のいう介護予防、地域支援事業との関係は直接はございませんが、もとは介護予防ということで高齢者の生活を支援する中で、一日も長く健康で過ごしていただくという趣旨はつながっているというふうなことです。タイアップしながら今後もこの事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

岩野 松君 何点かちょっとお聞きをします。1点目は130ページの非常に簡単なあれですが、要するに行きずりの人の取り扱い費、行旅病人と読むのですか失礼いたしました。これはやはり今でも隣町への旅費分だけというふうに前にもお聞きしたのですが、それだけというふうに解釈していいのですか。ずいぶん額が多いなと思うので何か別の該当があるのかなというのが1点お聞きしたいと思ったことです。

次は132ページの障害者調査員報償費。その次に自立支援協議会委員報償費 自立支援協議会というのは委員の報償費だというのはわかりましたが、調査員の報償費というのは、要するに障害者を今まで3つに区分していたのをみんな同じ障害者とみなして、そして一つの基準の中での障害程度にするということの、そういう方の報償費というふうにみなしていいのでしょうか。それでそれは今どこまで進んでいるかというか、もうみんなそういうことが年度的にはまだ終わっていないようにもありますけれど、どこら辺までいっているのかお聞かせください。

その次に134ページに支援費制度事業費というのが、いわゆる今までの障害者への対応の仕方で9月までの給付であると。その次のページにやはり自立支援事業費となって10月以降からの支出であるというふうに説明がありました。それによるとずいぶん金額が少なくなっていて何千万違うのか・・・計算すれば出るのでありますが、ずいぶん少なくなって同じこれは考え方でいいのですか。通所の人たちへのいわゆるその施設のいろいろな支援費というふうにみなしていいのかどうなのか、ちょっとお聞かせください。別のものだった

らあれですけれども。別の考え方でしたら。

それからもう1点は138ページの敬老会の事業費です。今あるかないかあれですけれども、旧六日町では今までそれぞれの学校なり会場なりをお借りして、そして送り迎えを本当にあらゆるバスを駆使しながらその日、旧六日町なら旧六日町、大巻なら大巻、城内、五十沢というふうにした形での敬老会が行われていました。それが今は旧六日町でいえば4カ所ですか、分かれてそしてその旅館が送り迎えをしながらやっていると。他の大巻やそういうところもそういう方向になっているようにも聞いています。そういうふうにして変化した中での、自治体としての持ち出し費用がどれくらい変わったかというのがもしわかりましたらお聞かせください。

それで次は158ページのひとり親の家庭のことですが、医療費補助というのはひとり親であれば該当するのでしょうか。それからその次にあるのかな、児童扶養手当支給というのがありますよね。数やそういうのは出ていますがこの児童扶養手当というのは、母親ひとり親になったときには支給されますけれど、父親ひとり親の場合の該当というのはあるのかお聞かせください。その場合の条件があるのか。以上です。

福祉課長 最初に130ページの行旅病人の関係でございますが、今ほどお話がありましたように管外、例えば六日町であれば湯沢方面とか小出方面とか、南魚沼市の管外までの移送費を出すというふうなことで、今まではそれぞれ500円というお金で支給していたのですが、なかなかほかの用途に使われるということが考えられるということで、18年度からは切符を買い用意しておきまして、それを東京方面へ行く方は湯沢までの切符を渡すというふうなやり方で、だいぶ節減されたというふうなことです。2万3,520円については全部その切符代等でございます。一部現金の方もいらっしゃいます。そういう考え方でございます。

132ページのこの調査員の報償費でございますが、これは県の方で毎年障害者の実態調査をしておりまして、その調査員の報償ということですが、これは市の職員がなっているというふうなことでございますが、実際の自立支援法に関係する程度区分の審査については、また別途でやっているというふうなことでございます。その進みの状況でございますが、平成23年度までの5カ年間で各施設が新しいサービスに移行しなさいよ、というふうなことで猶予があるものですから、今のところまだほとんどの事業所がその新しいサービスについてどういうふうな方に行くかという検討中ということで、特に施設の場合はそのまだ程度区分の認定をする状況になっていないというふうなことです。今まで終わっているのが、在宅でサービスを受けている方等中心に、今70名ほどの方の認定が終わっているというふうな状況です。その施設の移行時期にあわせてこれから調査が入ってくるというふうなことでございます。

それから134ページ、136ページの支援費と自立支援の関係ですが、これは先ほど言いましたように、そういったことで9月までと10月以降というふうなことでみていただければ、そこに関係する部分はみんな入っているというふうに見ていただければと思います。

それから138ページの敬老会でございますが、先ほども話がありましたように塩沢も含めて、それぞれ基本的には行政区単位でやっていただくような形をお願いをしています。その地区によっては岩野議員が言われたようにまとまって、例えば大巻地区であれば大巻地区全体で六日町の温泉旅館を利用して、というふうなやり方をしているところもありますし、塩沢地区でも今までどおり学校を使ってやっているところもありますが、基本的には各集落ごとをお願いをしているというふうな状況でございます。一緒に合同でやるかどうかはそれぞれの行政区に任せてあるというふうなことです。

費用の方でございますけれども今のその考え方、出席者というか市の方でどれだけ助成するかという部分については、合併協議の中で今の形になりまして、18年度で一部金額の見直しをさせていただきましたがそういったことで、もとは合併協議の中で決めさせていただいているというふうなことです。ちょっと私の方でその合併前というか全体でやっているときの費用というのは持っていませんので、どの程度増減したかというのはちょっとわかっていませんが。そういったことで今は出席者については一人2,300円、欠席された方については1,500円ということで出席率がよければ単価も上がる、費用もいっぱい交付になるというふうなやり方をしながら、今、実施しているところでございます。以上でございます。

子育て支援課長 今ほどのご質問にお答えいたします。ひとり親家庭の医療助成事業費と児童扶養手当についての制度的なご質問だったかと思うのですが、ひとり親家庭の医療費助成事業につきましては、18歳未満、または一定の障害のある20歳未満の児童を看護しているひとり親の家庭の親と児童に対して医療費の一部を助成するものです。対象者としたしましてはひとり親家庭ということで父子家庭、母子家庭どちらでもひとり親家庭ということでございます。年齢的には先ほど申し上げました18歳、一応18歳到達までのものということで、障害がある人にとっては20歳の誕生日までということになってございます。あと所得制限といたしましては児童扶養手当に準じております。

あと助成の内容でございますが、入院と通院がございまして、通院の場合は一日当たり530円の負担は本人から負担していただきまして、それ以上にかかった分については助成するというものであります。入院につきましては一日当たり1,200円の一部負担を除いた額について助成をするといったものでございます。

あと児童扶養手当についてでございますが、児童扶養手当につきましては県からの事務の移管ということで、合併して市になったということで16年の11月から県の方から移管された事務でございます。手当の額といたしましては4万1,720円から9,850円をそれぞれ所得に応じて支給をするといった内容でございまして、年3回支給しております。内容的には父親と生計を同じくしていない児童ということで、母子家庭でしょうか。そちらの方に自立と促進を寄与するためにということで児童扶養手当の支給を行っているものでございます。以上でございます。

岩野 松君 ありがとうございます。障害者自立支援によって通所者のその約半年間で8,000万円からの収入減になったと、では考えていいわけですがけれども。やはり自立支

援法によって本当に通所者、通っている人も大変ですけれども、行っているその施設の経営の大変さはいかばかりかというふうはこの数字でも思われます。特にその上、今まではその費用が1カ月単位の人数で来たのが、今度は毎日そこに来たか来ないかによって支給されるというのは、本当に事務量も増えて大変になって収入の分が減るということで、職員の待遇もますます大変になるのではないのかなというのを懸念されます。ここで言うべきではないのかもしれませんが、こういう数字が出ているのですけれど、自治体としては独自でそういうのに対する対応というのはするつもりがあるかどうかちょっとお聞かせください。

それと今の児童扶養手当もやはり父子家庭には適用されないというのは、非常に最近離婚して育てるのには父子も母子もあまり関係ないということで、父子の方から「同じなだけれどなあ、本当に容易じゃない」ある意味では父子の方が子供を育てるのは少ないのですけれども、やはりそういう声も聞こえてきていますし、大変さは本当に大変で、男の人の方が本当に一生懸命子育てしているかと思うほど一生懸命の方もおられます。そういう意味ではやはり同列にすべきかなという思いがありますが、そこら辺の検討的なものもあるかないかお聞かせください。

福祉課長 自立支援法に伴って事業所が日割り計算になったというふうなことで、確かに各事業所のその経費的には苦しい部分があるということで、いろいろな方面から要望が上がってきております。それを受けて国が平成19年、20年と特別対策というふうなことで、今の段階では事業所のその収入については9割まで保証をしましょうというふうなことになっておりますので、一般質問でもありましたが私どもはまた21年の国の改正等の状況をみながら、それらに応じたまた対応をしていきたいというふうなことで考えております。事業所が難儀をしているということは十分理解をしておりますので、一緒になってまた国・県等の方に要望を上げていきたいなというふうに思っております。

議長 皆さんにお諮りしますが、18年度の決算審議ですので、予算審議と違いますのでくれぐれもその辺を常識の判断の中で質疑をお願いしたいと思います。

子育て支援課長 今ほどの児童扶養手当の検討についてということでございますが、国の法律でございますので、法律の改正を待つまでは市の方で特に検討を加えてどうこうできるというものではございませんので、よろしくお願いをいたします。

佐藤 剛君 では、1点だけ質問をさせていただきます。先ほど述べました132ページのところですけれども、場所は違うのですが真ん中からちょっと下の方に障がい者・障がい福祉計画調査委託料88万2,000円あるのですけれども、この部分ですがこの件に関しましてはアンケート調査とあとこの2つの計画書が出来ているのですけれども、どこら辺までの委託なのか。例えばアンケートしただけなのか、それとも全部計画も含めて委託したのかというところ。アンケートだけであれば、計画の中身の作成の体制といいますかについて、福祉会とかいろいろのところとの協議の中で作成したのか、アンケートをもとに事務的にこう作ったのかというところを。中途半端といいますかあまり決算的にかかっていないようなので、そこら辺をちょっと確認したいと思います。

福祉課長 障害者等の計画につきましては、委託の範囲としてはアンケート調査の集約、それからこの作成にあたっては、まずアンケート調査を障害者全体を対象に行いましたし、あとは事業所等の意向に対しての意向の調査も行いました。それらをもとにまず策定委員会を民間からの委員を含めて組織させていただいて作らせていただきましたし、そのほかに市の職員、それから社会福祉協議会等の職員、それから県の職員も入っていましたが、ワーキンググループの会議。そういったことでアンケートとそれから策定委員会とワーキンググループというふうなことで、今、組織しながら作ったということです。委託につきましてはそのアンケートの集計をやってもらったというふうなことで、それからその策定委員会なりワーキンググループの中で出されたいろいろな事項の整理、計画書に盛り込むような形の整理をしてもらいました。あと、いろいろな意見が出たものに対してのこの計画書とする形にする事務的な部分をお願いした。それから各戸に周知を図らなければだめだというふうなことでガイド版を作らせてもらいましたけれども・・・これは違いましたすみません。そういうことで本当にそのアンケートのなんといいますか集計というかそういう事務的な部分だけをお願いをして、あとについては職員の方で作らせていただきました。以上です。

佐藤 剛君 今の件についてもう1点だけ。だいたいわかりました。計画策定の段階で集まってワーキンググループでいろいろ意見を出し合っただけということですが、その段階で参考までにお聞きしたいのですけれども、障害者または障害者の家族の方がこの中に含まれてきた計画がどうかということだけ確認したいと思うのですが。

福祉課長 策定委員の中には事業所の方もいましたし、それから保護者の方もいましたし、それから県の障害者の相談員等もあります。それから親の会の代表等も含まれておりますので、ほとんどこの組織の方から出ていただいて意見交換させていただいたと。

宮田俊之君 158ページで2点お伺いいたします。1点目、学童保育の関係で事業委託料と事業費補助金ということで、それぞれ支出先は聞きましたけれども、確か方針では全市すべての学校敷地内で学童保育を、という下こういったお金が払われていると思うのです。今現在先行しているところとまだないところと、やはり自分の子供が行っている学校にあるのですけれども、勤め先のところに近いのでということで移動させたりということで、なかなか小さな小学校でこの学童保育が成り立っていかないようなことも聞いているのです。この辺のことを見越したこの補助金の出し方なのか、ということをお伺いします。

それとその下にあります結婚祝金、出産祝い金等で市長にお伺いいたします。こちらの購入した後に昨年の12月議会だったかで直接、届け出があった際に市長もしくは副市長でもいればお祝いをお渡しすると。直接お話を聞くのだというお話があったかと思うのです。先ほども10番議員からありましたとおり、そういった若い世代の意見聴取というのは大事なことだと思うのですが、この1年間そういった実績があったのか、またどんな情報を得られたのかということについて2点質問させていただきます。

市長 後段の方の質問にお答えいたします。この年度にはございませんでしたが19年度になって2組の方が市長室へおいでいただきまして、お祝い状を渡してそこでお話

を伺いました。2組の方とももうすでに妊娠しているとちゃんと、子供もいますと。こういういい情報をいただいたところであります。

福祉保健部次長 学童保育につきましては議員ご存知のように現在市内10カ所それぞれありまして、市の基本方針といたしましては最低限地域に1カ所ずつ学童を開設するということと、ある一定程度の数がまとまった段階で補助事業にのせながら運営をしていきたいということが基本でありますので、たぶんまだ全学校に開設されているという状況にはありません。考え方としてはそういう考え方ですので、今年、去年は上関小学校に開設をさせていただいたということでもあります。基本はあくまでも各地域に1カ所ずつで、ある程度10人以上の規模がまとまった段階でということでもありますし、この今回118万9,000円の学童の補助金につきましては、これは金城わかばさんに対する事業の補助金でありますので、議員がおっしゃった趣旨の部分での整備の補助金ではありませんが、そういうことでございます。

牧野 晶君 156ページという細かい項目ではなくて大项目的なので決算資料の中の一文からですけれど、歳入歳出決算資料の26ページ。児童虐待に関してですけれども、身体的虐待が10件、育児放棄が10件、心理的虐待が4件。これ全部で24件あるということですが、だいたい聞いているところによると発覚というのは学校や保育園でその児童虐待の発覚というのがあるということです。どういうふうにしてこれが発見されていくのか。どういう指導をしているのか どういう指導というかどういう相談をしているのか。あとそれと保育園でも発見しているのだと思うのですが、学校現場でも聞いているというのであれば、これの担当がたぶん子育て支援課になるわけですね。その学校で聞いたやつをどういうふうなこと、どういうふうな流れでしっかりと受ける、流れる体制ができていくのか。そのことについてご答弁いただければと。

福祉保健部次長 児童虐待の関係でございますが、これは法律の改正がなされまして第1次的な窓口というのは市町村の窓口ということで業務がきたわけでございます。今、言われたように虐待の相談の経路はどのような形であるのかということで、専門のセクションを設けて私どものところにあるのですが、学校から来るのが約19パーセントほど。去年の内容でございます。保育園で見つかるといいますか気付くのが19パーセント。それから保健師さんが関わっている場合が14パーセント程度ということでもあります。

主に身体的にアザあるいはやけどがあるケースを、いろいろな機会をとらえて発見をして相談にのってくるというようなケース。あるいは朝食を食べていないで給食のときに非常にがつがつと食べる、というようなことがそれぞれ学校あるいは保育現場での発見ができて、それが家庭児童相談係の方へつながってきて、保健師さんあるいは学校の先生、県の児童相談所という中で相談をしながら対策を練って対応しているというのが実態であります。

牧野 晶君 具体的にどんな感じというのは、朝ごはんをやらないとか、あと体にアザがあるということですが、もし具体例が言えるのであればちょっとどういうふうなのがあるのかどうかということと、増加傾向にあるのか。今まで県がやっていたのであれですけれ

ど増加傾向にあるのか、それとも横ばい。おそらく増加傾向にあるのではないのかなという思いがあるのですがその点についてよろしくをお願いします。

福祉保健部次長 確かに件数的には想像を超えると言いますか、かなりの件数増えています。ちなみに17年の10月からその業務というのがスタートしたわけですが、17年度においては6カ月間で10件ほどの虐待の相談がありましたけれども、この年度18年度につきましては24件ということで虐待相談を寄せられております。

その内訳といたしましては身体的な虐待であります、これが全体の42パーセント約10件でございます。それからネグレクトであります、これも10件ということであります。それから心理的な虐待、これが4件で16パーセントということでありまして、加害者といいますが、その加害者はケース的にみますと圧倒的に実母によるものが多いというのが傾向として現れているという内容であります。以上です。

牧野 晶君 一度にやればよかったんですがすみません。実母ということが多いわけです。非常に複雑になっているわけですが、県と関連してとかということになるわけですが、どやはり法律的ないろいろな絡みも出てくるわけですね。そうところはどういうふうにしてカバーしていくのか。また、今後これは非常に力を入れていかなければいけない施策ではないのかな。けれども決定的な方法がないわけですね。防止策というか目を光らせていくということしかできないと思うのですが、なるべく早期に発見していくというのも大事だと思うので、どういうふうな例えば学校、保育士さん、保健師さんがやっているのか。またもう一度お聞かせいただければと思います。

子育て支援課長 県との連携でございますが、今現在も児童相談所あるいは警察等々連絡を密にしながらやっているところでございますが、今年度中に要保護児童対策協議会という関係の県あるいは学校、医師会そういった方から参画いただく中で、お互いの情報交換等をしながらまた児童虐待等の対策について進めていく協議会を立ち上げたいということで、今現在計画しております。今後そういった協議会をとおした中でまた事業を進めていきたいというふうに考えております。

牛木芳雄君 今の質問に関連するわけですがお聞かせいただきたいと思います。成果の中の26ページに今次長が言った件数が出ていますよね。26ページに出ています。これは成果ですから、こういうこれだけの相談があって20何件ありましたよと、児童虐待あるいは育児放棄ということですね。当年度は社会的な問題になっていたわけですし、たとえばもっと早く見つけていれば、あるいはもっと早く相談に来ていれば、というふうにテレビ報道がしょっちゅうありました。

この24件あった中で、この次が私は大事だと思うのですが、どういう対応をして、どういうふうな解決を図って、ただ相談を受けただけではこれは成果にならないわけです。その相談を受けた後にどういう対応をしてこの24件のうち、例えばこの育児放棄についてはこれこれのところにこういうふうにしてこういう解決を図りましたよとか、それがあって私は成果だと思うのです。その辺をお教え願いたい。今の我が市の場合には報道でされるような

重大な結果にはならなかったわけですし、それはそれなりの成果だと思うのですが、その後の成果をお知らせいただきたい。

これは関連ではないですがもう1点部長にお伺いをします。決算ですからお聞かせをいただきたい。特にこの民生費の中で不用額が大変多いわけですね。1項2目の心身障害福祉費、あるいは3目の老人福祉費、2,200万円、3,200万円。あわせて全体で1億3,400万円程度の不用額が出ているわけです。この不用額というのはいろいろの原因があって不用が出てくるわけですが、全体でみてどういうふうに判断をしているか。

例えば予算をあげたのですが執行ができなかったとか、あるいは十分にその予算の目的に達したのだけれども財政状況を見て節約に節約を重ねてこの不用額を積み重ねていったのかとか。いろいろ見方が、原因があると思うのですが、特にこの民生費は不用額が多いものですからどういう評価をしているのかお聞かせいただきたい。

福祉保健部次長 前段の児童虐待等に関わる関係でどういう解決をみたかということであろうかと思いますが。内容的には1回だけ相談を受けて解決というわけにはいかなくて、長期間にわたって情報を得ながら、その保護者なりあるいは周りの人たちとの相談をしながら、どういったケアが必要かというようなことを講じながらやっていますが、なかなか打つたどこ腫れるほど、これをやったからこれで治ったというようなケースというのはまれであります。

したがって、最終的には今度は強制的に措置をするという児童相談所の権限の方に移行するわけですが、南魚沼市においてもとてもこのまま放置できないというようなことで、一定のそういう専門の施設に児童相談所に通報をしながら、ある程度法的な権限を持ちながら措置、いわゆるその引き離しをして状況を見守るといったようなケースもあります。こういったことが成果を上げてこの問題は解決したというようなことについては、なかなか見えにくいのが実態でありますし、なかなか関わり方が難しいのが正直実態であります。

ですので、成果ということはこの問題で果たしてどうかわかりませんが、非常に難しい、関わり方が非常に難しいということですので、ある程度、関係機関と相談をしながら見守り続けていく以外には手はないだろうということで、それ以上にいけばまた専門施設というようなこともあったということでございます。そういうことをご理解いただきたいと思います。

福祉課長 不用額の関係でございます。今回確かに言われるように額がありますが、何か事業を途中でやめたとか目的が達成されなかったというふうなことではなくて、当初予定していた事業については、すべて完了させていただいた結果がこういったことでございます。

要は対象になる人数の把握がなかなか、途中で増えるというふうな可能性もありますので、かすかすの状態ではなかなか予算組みができないというようなことで、年度途中の多少の増に対しても対応できるような形で予算を考えますので、最終的にはこういった形になるというふうな状況でございます。

牛木芳雄君 そうすると儉約をしてというのはあまりなくて、少し多い予算、いわばでは過大の予算を見積もって・・・そういうことになるでしょ。多めに見積もっておったから

出たということも否認ない。そういうことでしょうか。

それから次長、先ほどの答弁ですがなかなか難しい。それはわかりました。わかりましたけれども、例えば育児放棄とかその児童虐待、身体的な虐待についてはそのとき相談に来て通報するのは通報したと。それはそれでいいですけども、例えばまだその方々が今年度も継続的にやっているなどということはよもやありませんよね。そのとき相談をしたけれども、まだ今年度も継続的にやっているなどということは把握していませんよね。それはそれでもって18年度の10件、10件、4件というのはそのときで一応解決でもないのですが、そうやって今は大丈夫だとそういうことでしょうかね。

市長 不用額の件でありますけれども、この款は節約に節約を重ねるという部分はなかなか出てこないわけでありまして。しかもこの内容を見ていただきますとわかるとおり、介護保険とか老人保険、この部分が非常に大きいものですからその不用額的なものが大きくなってくる。この介護、老人というのはご承知のように非常につかみづらいものですから、最初は相当過大とはいいませんけれども余裕のある部分を組む。最終的に調整をしたらこうなったということですので、ここはそういう部分が非常に大きく突出をしていると。しかも節約は一生懸命やりますが、切りに切り込んでという部分ではありませんので。そういうことをひとつご理解いただきたいと思えます。

福祉保健部次長 事務報告決算資料の中に件数的に掲げてございましたが、この件数が相談を寄せられた件数の分類であります。その件数がすべて問題が解決して万々歳になったかということではありませんで、まだ引き続き見守りをしながらそれぞれ頑張って対応しているということでありまして。解決に何件結びついたかということについては、今のところ詳しいのは持っていませんが、なかなかその部分は明確にここからここが社会でもういいというようなことにはならなくて、関わりを持ち続けていかなければいけないだろうというようなことでありますので。場合によっては市営住宅の提供をただけで、結果的に入る場所が見つかってなんとか生活の安定が、あるいは子供とうまくいったというようなケースも中にはあります。それから裁判所や警察へ通報しながら、そっちの方からのまた援助をいただきながらという部分もあるわけですね。そういったことでちょっと長い期間かかって、これで一件完了という部分はなかなかすかっと出てこないというのが実態であります。以上です。

阿部久夫君 1点お聞きいたします。せっかくのチャンスでありますので。147ページの老人ホームについてお聞きいたします。老人ホームということになると老人の皆さん方が入るということで、その中で一番の楽しみとなると仲間と一緒に食事をするということで、以前賄い材料は安心、安全の地元の材料を使っていたきたいというような質問を、前にしたことがあります。そうした中で今回、魚沼荘管理運営費の中でものっております。そうした中で全般的にお聞きしたいのですが、この中をずっと見ますと維持管理費の中に光熱費や何かいろいろこう入っています。次に私いくつかわからなかったのですが、老人処遇費にもまたいろいろの燃料費だとか食料費だとか光熱費などが入っているのですが、やはり老人ホ

ームに入るにはできるだけ安く、そうして安心してまた楽しい場所ということでもって今やられているわけです。これはなんでこう 私は何しろばかでわからないのだけれども

こういった処遇費や今まではそんなことをしないでずっと一連に書いてあったみたいなのですけれども、こういうふうなわけ方でこれからはやっていくのか。書いてあるものですからそこを1点ひとつよろしくをお願いします。

福祉課長 魚沼荘のこの予算の組み立てにつきましては、連合時代からずっと変わっていません。特にここは施設の管理する費用と、入所者の生活にかかる部分でいくらかかっているかという、それを見極めるための分け方ですので、これを施設の管理する燃料も入所者が使う燃料もみんな一緒くたにしてしまうと、70人の方がどういう生活をしているかがわからなくなるというふうなことで、その措置の時代というか国から補助金をもらってやってきた時代から、ずっとこういうふうに分けて下さいというふうなことになっていまして、こういうふうなやり方になっています。

今ほど話したようにその施設に関わる部分、それから70人の毎日の生活の部分というふうなことで、具体的になりますと今度は湯沢町さんは、施設にかかる費用もそれから処遇に対する費用も負担していただいておりますが、よそから魚沼とかそれから十日町市の方から入ってきている方もいますが、その方については生活にかかる部分の費用については計算してもらっているというふうなことがあります。そういったことで明確に分ける必要があるということです。

和田英夫君 143ページの国民年金の関係でちょっとお伺いします。この14年まで各町村で年金保険料収納事務をやっていたわけで、その個人台帳、各年金台帳が各庁舎の倉庫にあるようではありますが、いつの時点、古い時点でどこまであるのかちょっとわかりませんが、そこでこれは決算ですからこの程度しか質問はできないわけですが、日本国中で今年金で大騒ぎしているわけですから、最近市民から厚生年金の関係の皆さんが職を替え、あるいは、ということで非常に困っていると。つまり基礎台帳の国民年金から追って出るとたどりつけないという道があるようです。それでではこれはちょっとこれからですが、その台帳を活用して市民の厚生年金の関係が、社会保険事務所へ行ってもなかなかはっきりしたことは見えないときには、この今ある年金の台帳が活かせるということを知りました。ちょっとその辺、担当課長、そういうことが耳に入っているのか。あるいはこれは決算からはずれるかもわかりませんが、なんとか生かして、この年金行政に不安の方々の解決策に役立てる方策はあるのかなのか。ちょっとそういう面で答弁をお願いします。

市民課長 年金につきましては今問題になっております不統合問題等がありまして、その問題が発生しましてから社会保険事務所と協議をしまして、私どもも強力をすることにしております。台帳は旧3町とも焼却しないで備えてあります。(「古いのはいつごろからか」の声あり)古いのは32年ごろからのがあると思いますが、ただ、私どもにあるのは国民年金に入っていた期間だけの台帳ですので、厚生年金の期間のものはわかりません。

基本的には社会保険事務所の方の窓口へ行って照会をしてもらって、つながらないところ

は社会保険事務所から私どもの方に文書で照会が来る。私どもは台帳の写しを付けて社会保険事務所へお返しをするという形で今、対応させてもらっています。

和田英夫君　今現在もこの窓口では資格証明なり減免申請、そういう手続きの受付をしているわけですから、そこでそれはそれでいいのですが。できるかできないか、ぜひこの市報でもし年金業務でわからない、社会保険事務所へ行ってもわからないときには市役所でも国民年金台帳で生かせる方法があるかという、そういう何か方法を考えていただきたいというのが私のところへ2人ほど来ている。何とかそれはちょっと聞いてみるということで発言しているのですが。社会保険事務所から市役所へ来るのはわかっているのです。そうではなくて行かなくても「どうも俺は不安だが」というので市民が直接年金の窓口へ来て、「ではお前さんの厚生年金のはでは」国民年金の基礎台帳を出しながら「そうかでは」とそこから追っていくと厚生年金がつながることがあるそうです。だからその辺を内部でちょっと検討をして、場合によっては市報で、こういう方法で救済ができるというふうなことの検討をお願いしたいわけでありませう。

市民課長　私どもの方ではあくまでも先ほど言いましたように、国民年金に入っていた期間しかわかりませんので、厚生年金とのつながりはこうだと想像でなかなかこう申し上げることができないものですから、極力その相談とか受け付けは私どもの方でいくらでもやっておりますが、最終的な結びつきというのは社会保険事務所の方でやっていただいていると。ただ、そのことについて社会保険事務所の方にやってくださいということの市報での広報はやらせてもらいたいというふうに思っております。

腰越 晃君　1点156ページ、地域児童対策事業費の一番下の心豊かな子育て教室について。この委託料についてお伺いをしたいと思います。この事業については育成センターの方ですね、市民会議の方の育成センターの方で健全育成部というそういった組織がボランティアで実施している事業だと思うのですが。この事業についてのこれまでの評価と、今年度も継続されているのですが今後の展開、それについてお伺いをしたいと思いますけれども。実際にこれを実施されているメンバーの方から、今までは確か社会教育の方の担当ではなかったかと思うのですが、子育て支援課の方へ変わってきている。それで市の方の取り扱いはどうなるのかという不安な声を聞いているもので、これまでの評価とそれから今後についてご説明願えればと思いますのでよろしく申し上げます。

子育て支援課長　心豊かな子育て教室ということで市民会議でしょうか、青少年育成センターの方に子育て支援課の方から委託している事業であります。内容的にはめばえ学級、そだち学級、親子サロン等でございます。各地区でそれぞれ年数回、大勢の市民会議のボランティアの方のご協力のおかげで運営しているところで、評価については大変高い評価を得ているというふうに思っております。

今ほどの質問の中で、社会教育課から子育て支援課へというお話がございましたが、その当初は社会教育課の方でやはり担当していたかと思いますが、ちょっと件数的にはあれですが、今現在は子育て関係ということで一括ということで子育て支援課の方にまわっております。

す。ただ、その事業の内容自体は、子育て支援課で直営という形ではなくて、今までどおりボランティアの皆様のお力を借りなければできないということで、市民会議の方に委託して事業を行っているところであります。

ただ、社会教育課の方と子育て支援課の方で検討を実際、今、しておるところであります。育成センターの方でもいろいろ青少年育成ですとか補導ですとかいろいろな関係が、また登校拒否の関係ですとか、そういった事業がかなり大きくなってきているということで、事務の方を子育て支援課にどうかというお話もありまして、今、社会教育課の方とどちらが担当していったら最もいいのかなということで今、協議を進めているところであります。ただそれに当たっては、やはり市民会議の実際やっている皆様のご意見を当然お聞きしながら進めていかなければいけないと思っているところであります。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第3款 民生費に対する質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定しました。

次の本会議は明日9月14日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時25分)